

第6期基山町老人福祉計画
(高齢者福祉計画)

令和6年3月

基 山 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけと目的	5
3 計画の期間及び進行管理	5
4 計画の策定体制	7
第2章 地域を取り巻く基山町の現状	9
1 人口動態	10
2 高齢者のいる世帯の状況	14
3 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移	16
4 各種アンケート調査結果にみる高齢者の状況	17
5 第5期基山町老人福祉計画の実施状況の評価	32
6 高齢者福祉の地域課題のまとめ	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の基本理念	38
2 計画の基本目標	39
3 計画の体系	40
第4章 施策の展開方向	41
基本目標1 介護予防・自立支援の推進	42
1 介護予防等への働きかけと支援の取組の構築・強化	42
2 生涯現役・生きがいづくりの推進	43
基本目標2 高齢者福祉施策の推進	45
1 支援体制の構築・推進	45
2 身近な場所で行う多種多様な集いの場の推進	48
基本目標3 安心して暮らしていくために	52
1 誰もが安心して安全に暮らせるまちづくり	52
基本目標4 医療・介護支援の充実	55
1 健康づくりの推進	55
2 認知症を持つ人の支援の推進	58

資料編	61
1 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例	62
2 基山町老人福祉計画策定委員会委員名簿	64
3 計画の策定経過.....	64

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の高齢化は急速に進んでおり、令和5年度版高齢社会白書によると、令和4年10月1日現在で、総人口は1億2,495万人、65歳以上の高齢者は3,624万人となり、高齢化率は29.0%となっています。

鳥栖地区広域市町村圏組合によると、基山町の令和5年9月末日現在の高齢者の数は5,688人、高齢化率は32.4%となっており、高齢化率は、年々増加しています。さらに、介護保険の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は令和5年10月1日現在で789人となっています。その数は今後増加することが予測されており、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯を支えること、認知症を持つ人を支えること、要介護者や医療的ケアが必要な人のサービスの確保、家族の介護負担の軽減などが課題となっています。

基山町では、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」である「第5期基山町老人福祉計画（高齢者福祉計画）」（以下「第5期計画」という。）を策定し、施策を推進してきました。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第8期介護保険事業計画」と連携を取りながら、健康づくりと介護予防に関する取組の充実、生きがいをもって活躍できる居場所づくり、安心して暮らすための情報提供・相談体制の充実等、介護サービスの基盤を整備してきました。併せて、高齢者福祉施策の総合的な推進を目的に、令和3年度にプラチナ社会政策室を設置しました。室内に生活支援コーディネーターを配置することで、高齢福祉に係る関係機関との連絡調整を図り、高齢者が直面する課題の把握・解決に努めてきました。

また、国は、団塊世代の高齢者が75歳以上となる2025年を迎えるにあたって、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保し、一体的なサービス提供体制を確保する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図っています。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、自立支援及び重度化防止に向けた取組を推進し、医療及び介護の連携強化を図ります。

今年度、第5期計画が最終年度を迎えることから、国や県の高齢者福祉施策及び介護保険制度の新たな動向を踏まえ、地域における高齢者福祉のニーズを把握し、第5期計画の施策の検証や関連計画と整合性を図りながら「第6期基山町老人福祉計画（高齢者福祉計画）」の策定を行います。

(参考) 前回計画策定以降の国の動向

年度	法制度の新設・改正等
令和3年	<p>* 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」改正</p> <p>○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業の創設 <p>○地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「認知症施策推進大綱」を踏まえた認知症施策の総合的な推進 ・地域支援事業におけるデータ活用の努力義務 ・高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）に係る都道府県と市町村間の情報連携の強化 <p>○医療・介護のデータ基盤の整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野のデータ活用の環境整備 ・医療・介護分野のデータの統合及び連結精度向上 <p>○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保・資質の向上や業務の効率化に関する取組を強化 <p>○社会福祉連携推進法人制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人やNPO法人等の社会福祉法人間の連携及び経営基盤の強化
令和5年	<p>* 5月「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」公布（令和6年4月施行）</p> <p>○地域包括支援センターの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備 <p>* 6月「認知症基本法」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的、かつ、計画的に推進することを目的とし、国や地方公共団体に対して、①認知症の人に関する国民の理解の増進等、②生活におけるバリアフリー化の推進、③認知症の人の社会参加の機会の確保等、④認知症の人の意思決定の支援・権利利益の保護、⑤保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備等、⑥相談体制の整備等、⑦研究等の推進等、⑧認知症の予防等の施策を求めている。

(参考) 国の「第9期介護保険支援事業計画」基本指針のポイント

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含めた検討、地域の実情に応じて介護サービス基盤の計画的な確保
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的、かつ、効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方の検討

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備の推進
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

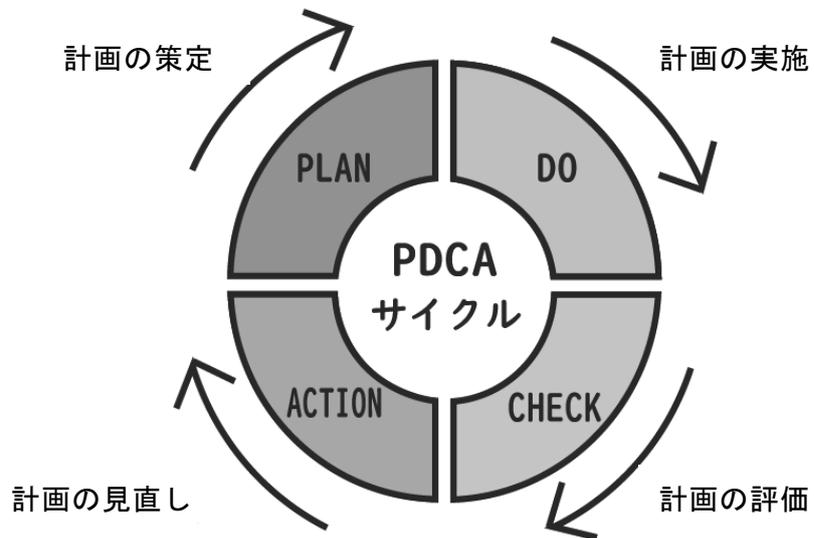
- ・地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点からの総合事業の推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等の推進
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発による認知症への社会の理解促進

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

なお、本計画に位置付けた施策や事業については、「PDCAサイクル」の基本的な考え方を踏まえて、進捗状況を把握し、検証を行い、その結果を今後の取組みに反映していきます。



4 計画の策定体制

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより、町民のニーズを広く把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、計画の策定にあたっては、以下のような取組を行いました。

(1) 基山町老人福祉計画策定委員会での審議

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉、行政、各種団体代表者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、高齢者福祉の推進に係る検討を行うために「基山町老人福祉計画策定委員会」を設置しました。

(2) 高齢者要望等実態調査（基山町独自調査）の実施

計画策定の基礎資料とするため、本町の要支援認定又は要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者1,000人を対象に、生活の状況や健康状態、就労意向等を把握するために「高齢者要望等実態調査」を実施しました。

(3) 高齢者要望等実態調査（鳥栖地区広域市町村圏組合）の実施

要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者の生活実態やリスク・課題などを把握することを目的に5,000人を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅生活を行う要介護認定者の「在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の現実に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に1,943人を対象に「在宅介護実態調査」を実施しました。

(4) パブリック・コメントの実施

計画素案を公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

第2章 地域を取り巻く基山町の現状

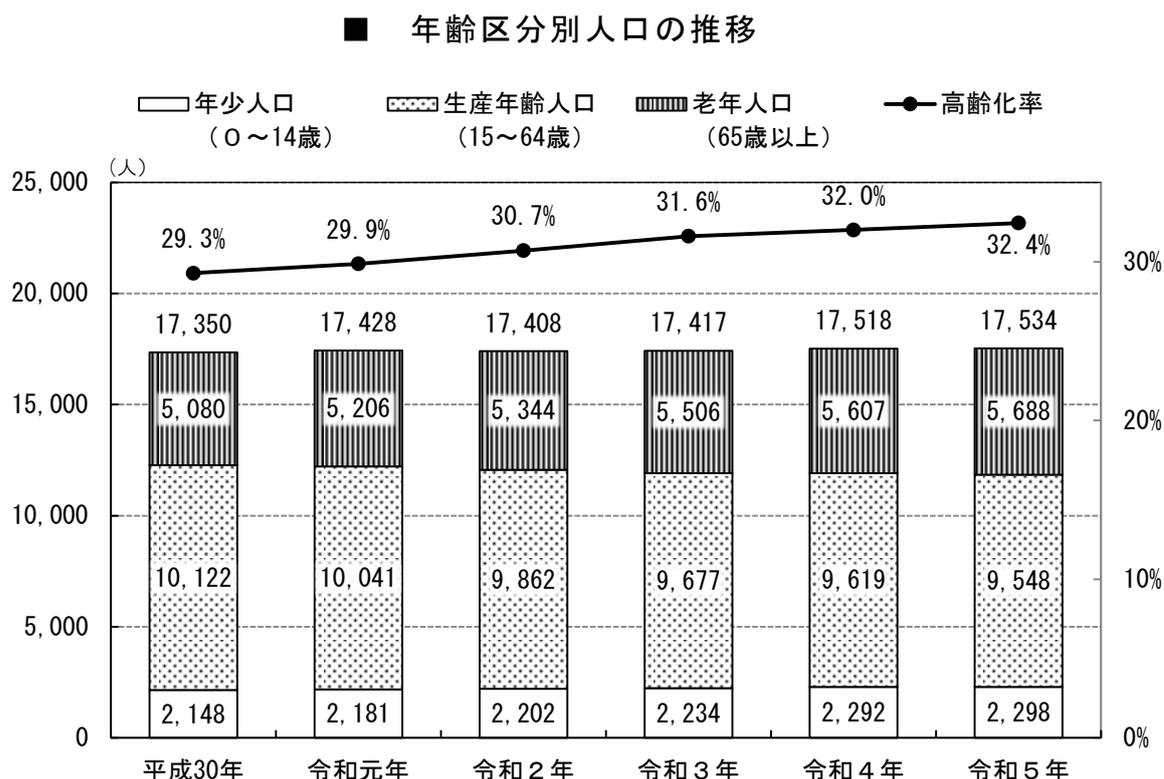
1 人口動態

(1) 年齢区分別人口の推移

基山町の総人口は、近年微増傾向にあります。平成30年から令和5年の年齢区分別人口推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、年少人口（0～14歳）及び老年人口（65歳以上）は増加し、高齢化率¹は32.4%となっています。

行政区の年齢区分別人口割合をみると、最も高齢化率が高いのは、2区の49.8%となっており、高齢化率が最も低い9区（18.0%）と31.8ポイントの差があります。

また、高齢化率が40%を超えているのは、15区（48.1%）、17区（45.3%）、12区（43.7%）、13区（42.4%）、10区（41.5%）、16区（40.4%）となっています。



資料：鳥栖地区広域市町村圏組合（各年度9月末現在）

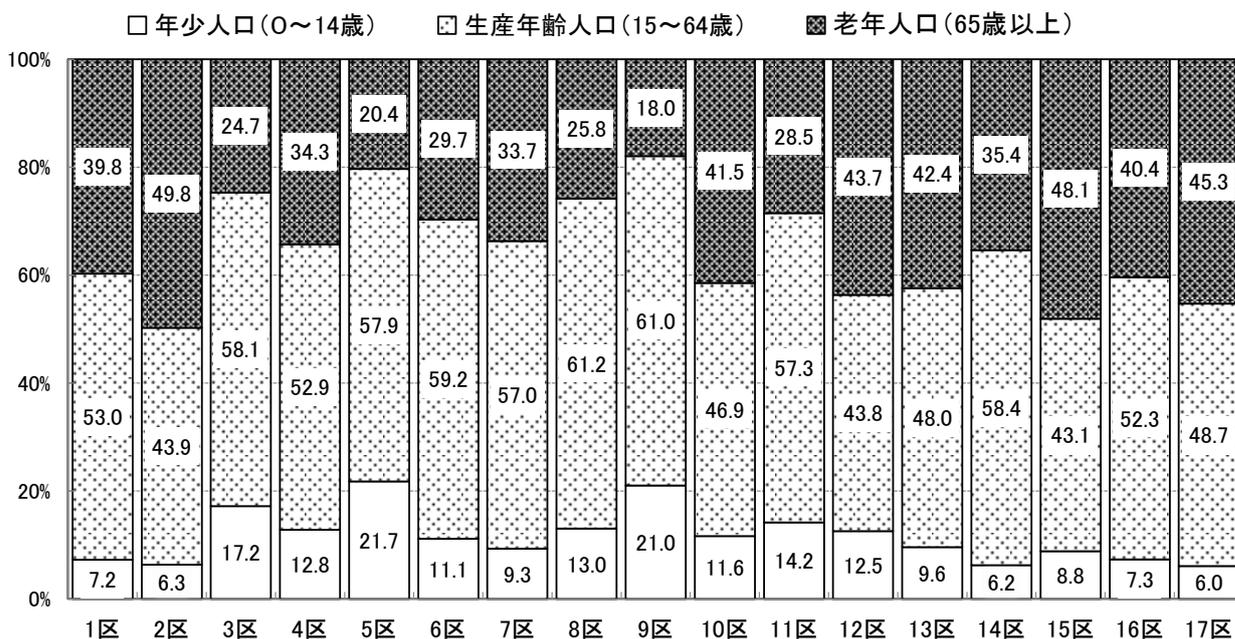
¹ 高齢化率：全人口に占める65歳以上の人口（老年人口）の割合。7～14%で「高齢化社会」、14～21%で「高齢社会」、21%以上で「超高齢社会」と分類される。

■ 年齢区分別人口の推移

総人口	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
	17,385	17,350	17,428	17,408	17,417	17,518
年少人口 (0～14歳)	2,119	2,148	2,181	2,202	2,235	2,292
構成比	12.2%	12.4%	12.5%	12.6%	12.8%	13.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	10,332	10,122	10,041	9,862	9,676	9,619
構成比	59.4%	58.3%	57.6%	56.7%	55.6%	54.9%
高齢者人口 (65歳以上)	4,934	5,080	5,206	5,344	5,506	5,607
構成比	28.4%	29.3%	29.9%	30.7%	31.6%	32.0%
前期高齢者 (65～74歳)	2,715	2,785	2,821	2,935	3,031	3,009
構成比	15.6%	16.1%	16.2%	16.9%	17.4%	17.2%
後期高齢者 (75歳以上)	2,219	2,295	2,385	2,409	2,475	2,598
構成比	12.8%	13.2%	13.7%	13.8%	14.2%	14.8%

資料：住民基本台帳人口（各年度9月末現在）

■ 行政区・年齢区分別人口割合



資料：庁内資料（令和5年3月末現在）

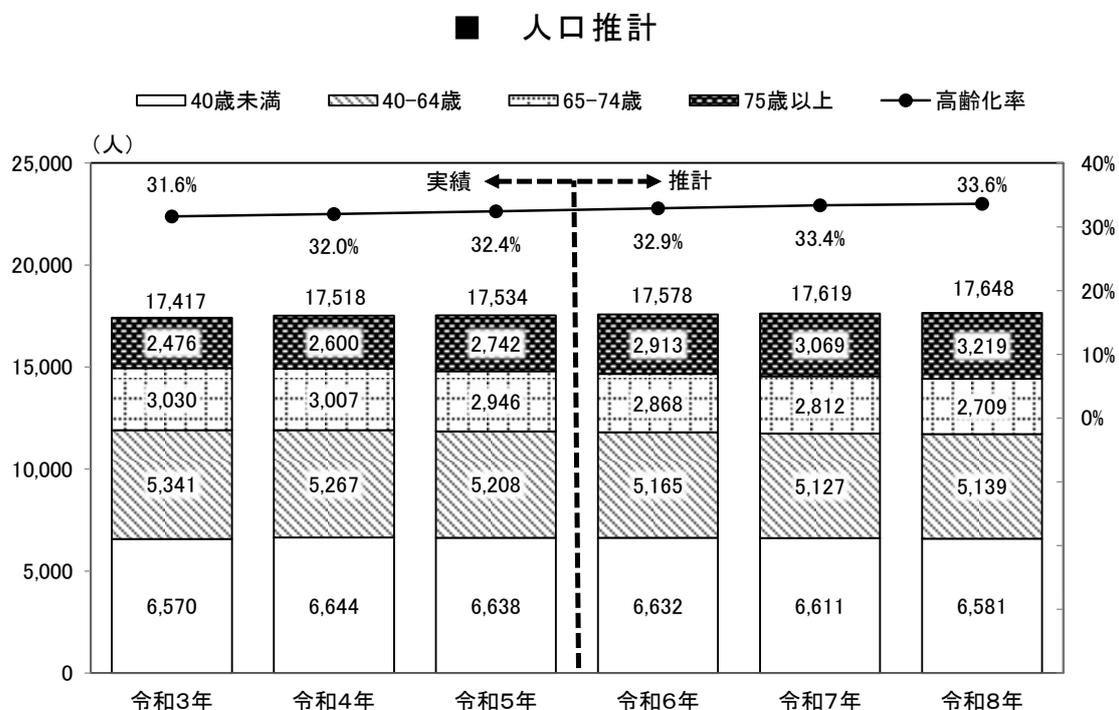
■ 行政区・年齢区分別人口

	合計	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳以上）	
			構成比		構成比		構成比
1区	830	60	7.2%	440	53.0%	330	39.8%
2区	679	43	6.3%	298	43.9%	338	49.8%
3区	1,404	241	17.2%	816	58.1%	347	24.7%
4区	586	75	12.8%	310	52.9%	201	34.3%
5区	1,297	282	21.7%	751	57.9%	264	20.4%
6区	909	101	11.1%	538	59.2%	270	29.7%
7区	649	60	9.3%	370	57.0%	219	33.7%
8区	677	88	13.0%	414	61.2%	175	25.8%
9区	2,711	570	21.0%	1,654	61.0%	487	18.0%
10区	842	98	11.6%	395	46.9%	349	41.5%
11区	1,934	274	14.2%	1,108	57.3%	552	28.5%
12区	941	118	12.5%	412	43.8%	411	43.7%
13区	490	47	9.6%	235	48.0%	208	42.4%
14区	675	42	6.2%	394	58.4%	239	35.4%
15区	663	58	8.8%	286	43.1%	319	48.1%
16区	988	72	7.3%	517	52.3%	399	40.4%
17区	1,241	75	6.0%	604	48.7%	562	45.3%

資料：庁内資料（令和5年3月末現在）

(2) 人口推計

鳥栖地区広域市町村圏組合による人口推計結果をみると、第2号被保険者にあたる40～64歳の数は減少傾向ですが、第1号被保険者にあたる65歳以上の数は増加し続けています。令和8年には、高齢化率は33.6%となっています。



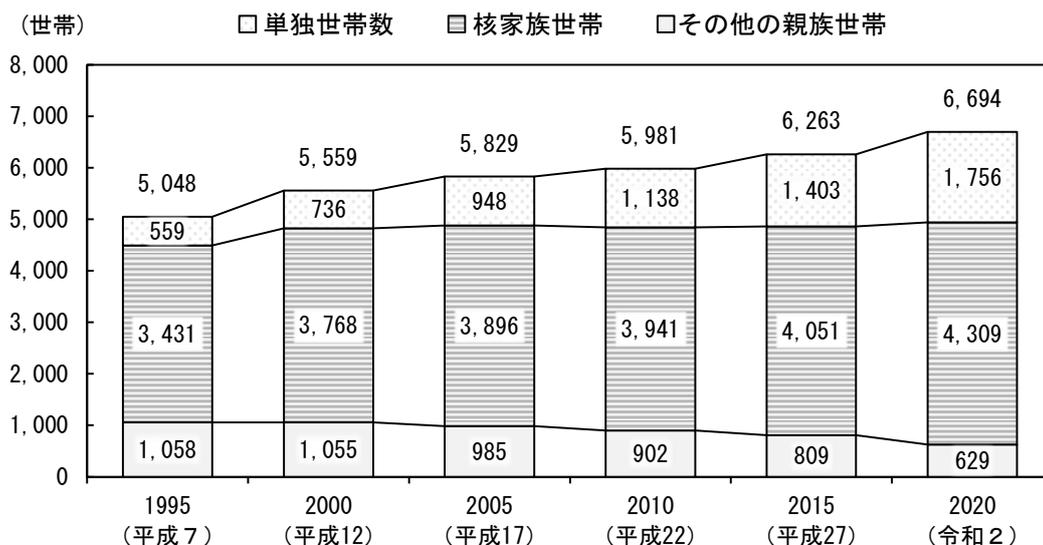
資料：鳥栖地区広域市町村圏組合（各年度9月末現在）

2 高齢者のいる世帯の状況

1995（平成7）年から2020（令和2）年にかけて、全体の世帯数は増加しています。単独世帯は約3倍増の1,756世帯、核家族世帯は約1.3倍の4,309世帯となっています。

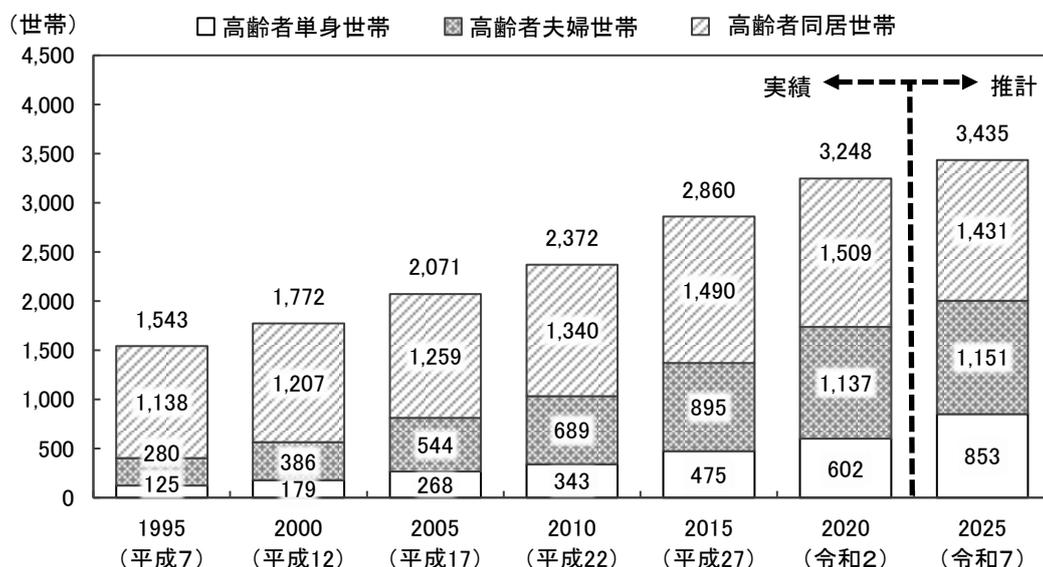
高齢者の世帯状況をみると、全体数は年々増加しています。2020（令和2）年の高齢者同居世帯は1,509世帯、高齢者夫婦世帯²は1,137世帯、高齢者単身世帯³は602世帯となっています。

■ 世帯数（非親族世帯を除く⁴）の推移



資料：国勢調査

■ 高齢者のいる世帯の状況の推移



資料：国勢調査

² 高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯。

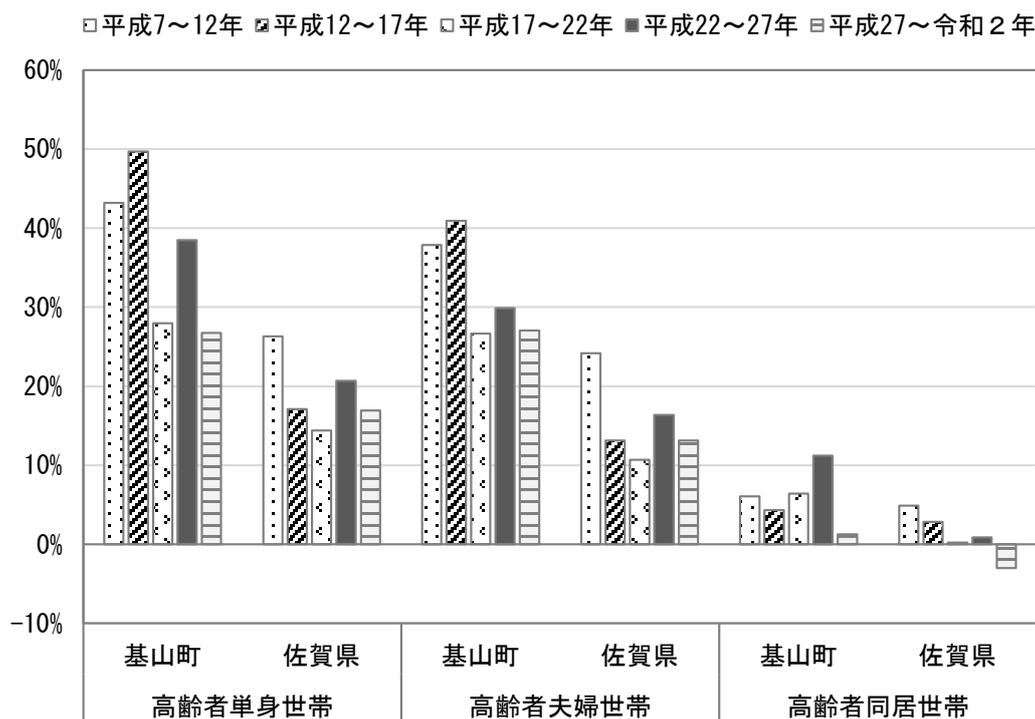
³ 高齢者単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの世帯。

⁴ 非親族世帯とは、2人以上の世帯員からなる世帯で、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

高齢者のいる世帯の状況を増加率で見ると、どの世帯の増加率も基山町は佐賀県を大きく上回っています。2015（平成27）年から2020（令和2）年の増加率は、高齢者単身世帯で26.7%、高齢者夫婦世帯で27.0%、高齢者同居世帯で1.3%となっています。

特に、高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の増加率は、高齢者同居世帯と比べて高く、今後、孤立リスクを持つ世帯の増加が懸念されます。

■ 高齢者のいる世帯の状況の増加率



資料：国勢調査

	高年齢者単身世帯		高年齢者夫婦世帯		高年齢者同居世帯		総数	
	基山町	佐賀県	基山町	佐賀県	基山町	佐賀県	基山町	佐賀県
1995（平成7） ～2000（平成12）	43.2%	26.3%	37.9%	24.2%	6.1%	4.9%	14.8%	11.3%
2000（平成12） ～2005（平成17）	49.7%	17.1%	40.9%	13.1%	4.3%	2.8%	16.9%	7.1%
2005（平成17） ～2010（平成22）	28.0%	14.4%	26.7%	10.7%	6.4%	0.2%	14.5%	4.9%
2010（平成22） ～2015（平成27）	38.5%	20.7%	29.9%	16.4%	11.2%	0.9%	20.6%	8.1%
2015（平成27） ～2020（令和2）	26.7%	16.9%	27.0%	13.1%	1.3%	-3.0%	13.6%	5.1%

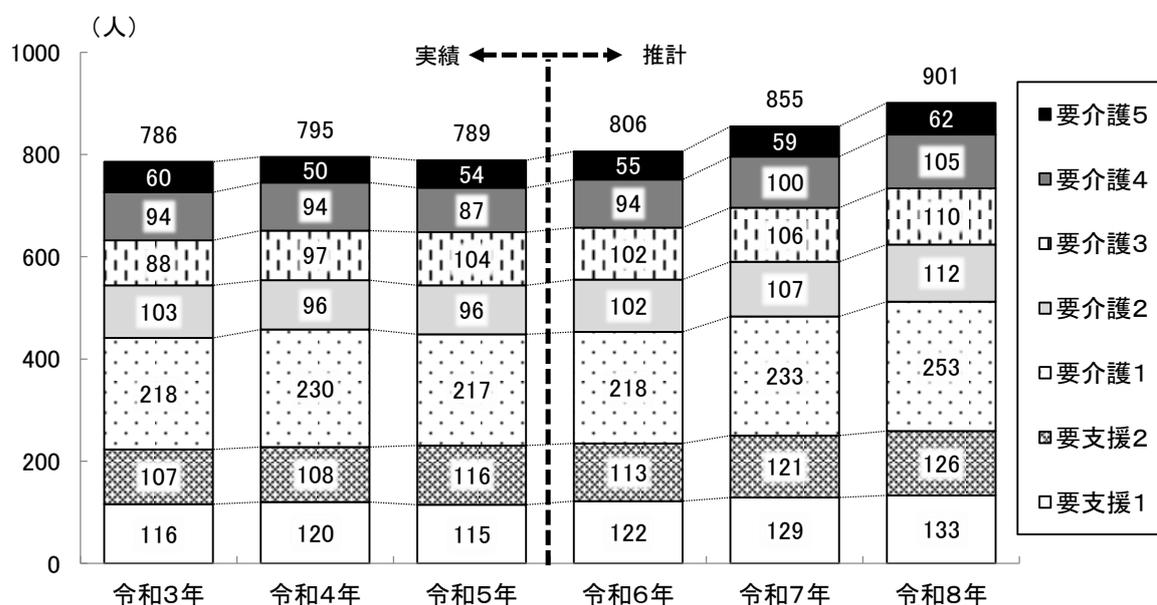
資料：国勢調査

3 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移

鳥栖地区広域市町村圏組合によると、令和5年度の要介護認定率⁵は13.9%、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の実績値は789人となっています。第8期介護保険事業計画策定時に行った要支援・要介護認定者数の推計値785人と同程度となっています。

しかし、団塊世代の全てが後期高齢者になる令和7年（2025年）にかけて、要支援・要介護認定者数は、上昇する見込みとなっており、引き続き要支援・要介護状態を防ぐ取組を進める必要があります。

■ 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）の推移と推計



資料：鳥栖地区広域市町村圏組合（各年度10月1日現在）

⁵ 老年人口に占める要支援・要介護認定者の比率。

4 各種アンケート調査結果にみる高齢者の状況⁶

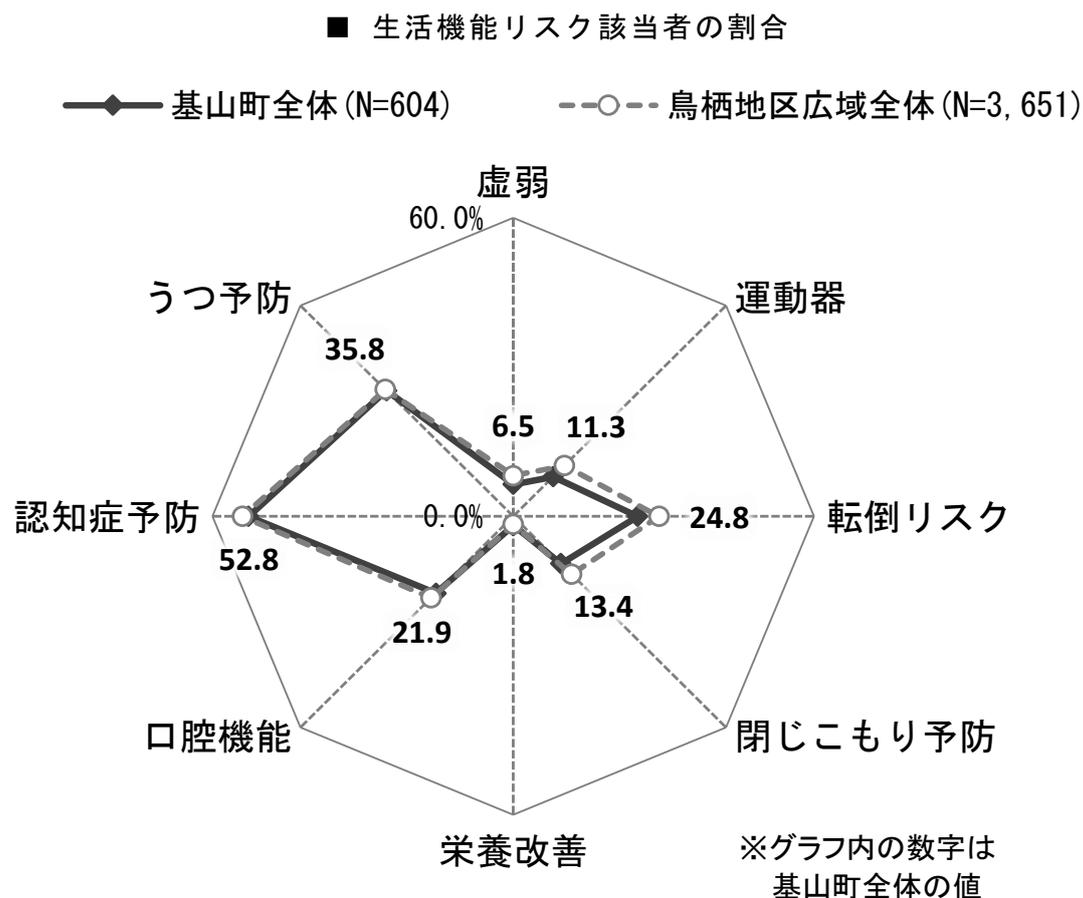
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（要支援認定者含む）の生活実態や健康状態を把握するために介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を鳥栖地区広域市町村圏域組合（以下「広域」という。）が実施しました。

① 生活機能リスクの状況

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の生活機能や日常生活・社会参加について、回答結果から評価し、その結果に基づき、生活機能にリスク（将来、心身機能や認知機能等の低下がみられる危険性）がある人（リスク該当者）を判定することができます。

本町の要介護認定を受けていない高齢者の生活機能リスクをみると、「認知症予防」が52.8%と最もリスクが高く、次いで「うつ予防」(35.8%)、「転倒リスク」(24.8%)と続いています。



⁶ アンケート調査の調査対象者別の集計について、複数回答項目以外は、小数点以下四捨五入により100%とはならない場合がある。(以下同じ。)

また、日常生活・社会参加の活動低下者の割合をみると、「社会的役割」が62.9%と最も高く、次いで「知的能動性」(43.9%)となっています。

広域と比べると、本町は「栄養改善」「社会的役割」以外の項目で生活機能リスク該当者・日常生活・社会参加低下者の割合は低くなっています。

■ 生活機能リスク該当者、日常生活・社会参加低下者の割合

上段：該当者数(人)
下段：該当割合(%)

	調査数	生活機能リスク該当者								日常生活・社会参加低下者			
		虚弱	運動器	転倒リスク	閉じこもり予防	栄養改善	口腔機能	認知症予防	うつ予防	手段的自立度 (IADL)	知的能動性	社会的役割	老研指標総合評価
鳥栖地区広域全体	3,651	299	527	1,061	600	58	845	1,973	1,318	600	1,686	2,263	1,231
	100.0	8.2	14.4	29.1	16.4	1.6	23.1	54.0	36.1	16.4	46.2	62.0	33.7
基山町全体	604	39	68	150	81	11	132	319	216	85	265	380	194
	100.0	6.5	11.3	24.8	13.4	1.8	21.9	52.8	35.8	14.1	43.9	62.9	32.1
広域全体と町の該当割合の差		-1.7	-3.2	-4.2	-3.0	0.2	-1.3	-1.2	-0.3	-2.4	-2.3	0.9	-1.6

※手段的自立度：電話をかけることや買い物、家事、移動、外出、服薬管理、金銭管理など日常生活動作よりも更に複雑な生活動作のこと。

※知的能動性：情報を自ら収集したり、余暇や創作など生活を楽しむ能力のこと。

※社会的役割：知人宅への訪問など、地域や社会などで役割を果たす能力のこと。

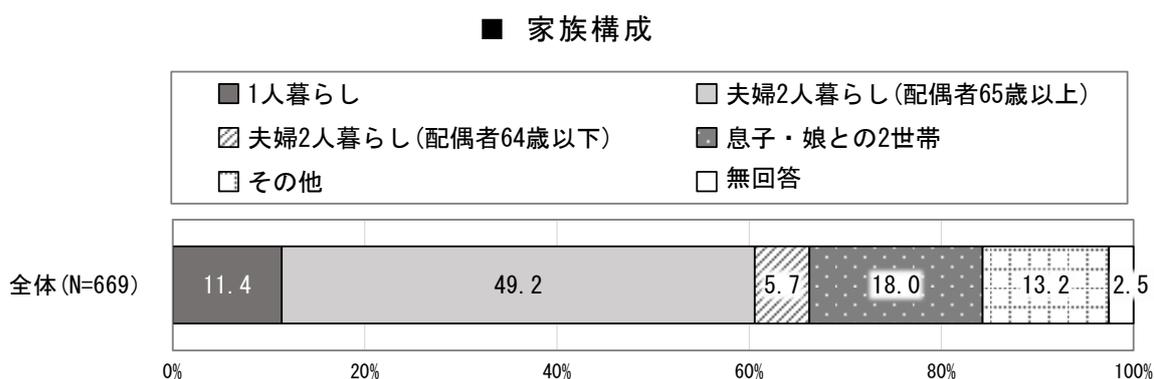
※老研指標総合評価：手段的自立度、知的能動性、社会的役割を総合的に評価したもの。

(2) 高齢者要望等実態調査（基山町独自調査）結果より

広域が実施したニーズ調査とは別に、要支援認定又は要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の生活実態や健康状態、就労意向などを把握するため、「高齢者要望等実態調査」を本町が独自に実施しました。

① 家族構成

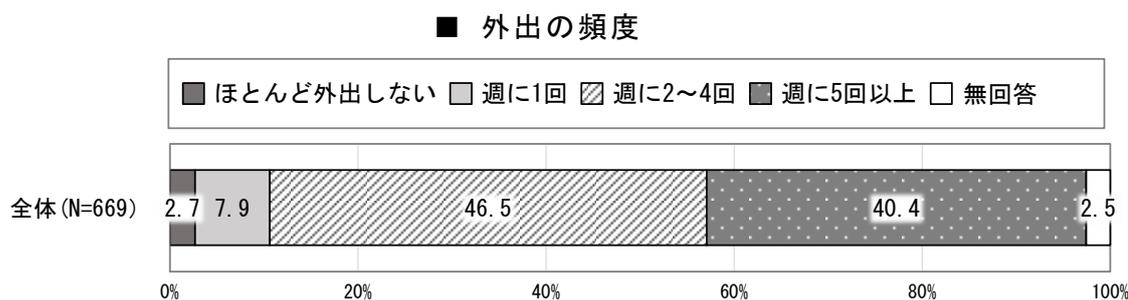
回答者の家族構成は「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が49.2%と最も高く、次いで「一人暮らし」が11.4%となっており、60.6%が高齢者のみの世帯となっています。



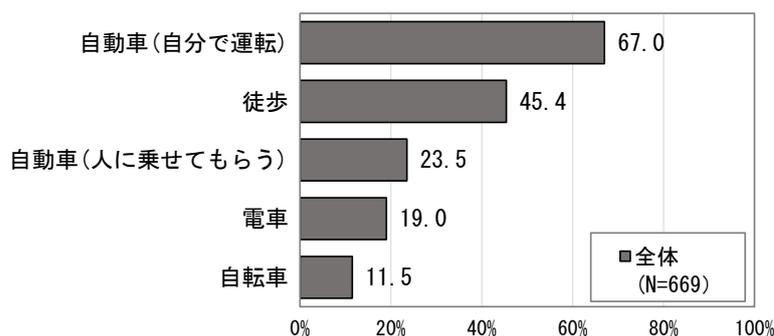
② 外出の状況

外出の頻度は「週2～4回」が46.5%と最も高く、次いで「週5回以上」が40.4%となっています。また『週1回以下』（「週1回」と「ほとんど外出しない」を合わせた割合）が10.6%となっています。

また、外出する際の主な移動手段は「自動車（自分で運転）」が67.0%と最も高く、次いで「徒歩」（45.4%）、「自動車（人に乗せてもらう）」（23.5%）と続いています。



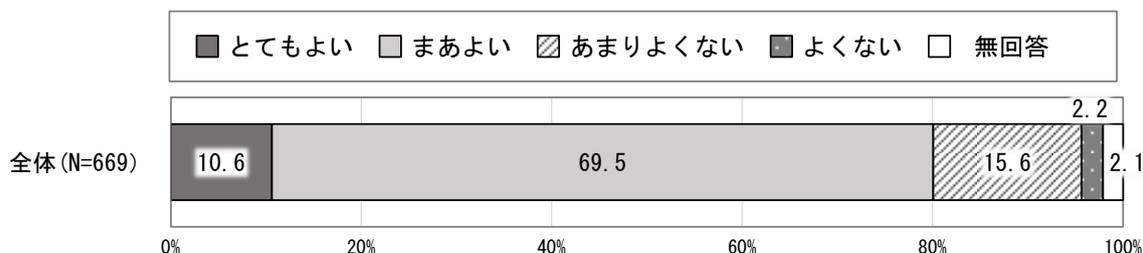
■ 外出する際の主な移動手段（上位5項目）



③ 健康状態（主観的健康感）について

主観的健康感とは、高齢者が日常生活を送る上での健康感であり、QOL（生活の質）の指標となっています。自分の健康状態について「まあよい」が69.5%と最も高く、これに「とてもよい」(10.6%)を合わせた80.1%と多くの方が『健康状態は良好』と回答しています。

■ 主体的健康感



④ 地域活動や趣味活動への参加状況、趣味・生きがいの有無について

地域活動や趣味活動への参加状況について、「月1回以上」参加したことがある人の割合をみると、「スポーツ関係のグループやクラブ」が25.7%と最も高く、次いで「収入のある仕事」(24.7%)、「趣味関係のグループ」(24.2%)の順に続いています。

また、趣味や生きがいの有無について、「趣味がある」が73.2%、「生きがいがある」が58.4%となっています。

■ 地域活動や趣味活動への参加状況、趣味・生きがいの有無

	調査数	「月1回以上」参加したことがある活動							趣味・生きがい		
		ボランティアのグループ	スポーツ関係のグループやクラブ	趣味関係のグループ	学習・教養サークル	老人クラブ	町内会・自治会	収入のある仕事	通いの場	趣味がある	生きがいがある
町全体	669	75	172	162	56	54	92	165	84	490	391
	100.0	11.2	25.7	24.2	8.4	8.1	13.8	24.7	12.6	73.2	58.4

上段：回答者数(人)
下段：回答割合(%)

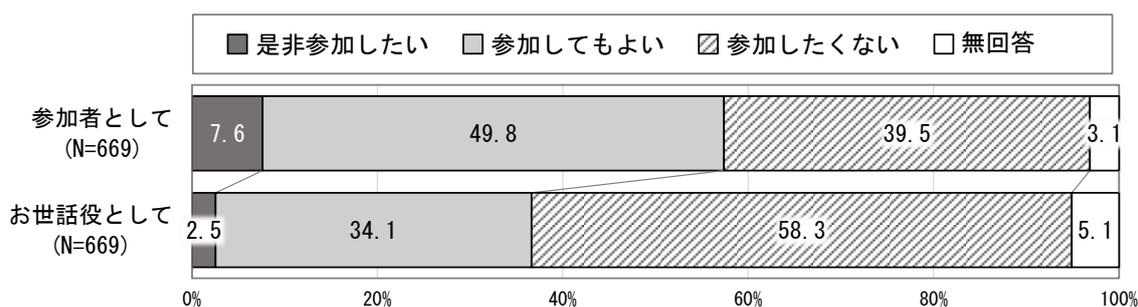
⑤ 地域づくりへの参加意向

健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に“参加者”としての参加意向は、「参加してもよい」が49.8%と最も高く、これに「是非参加したい」(7.6%)を合わせた57.4%が『参加者として参加してもよい』となっています。

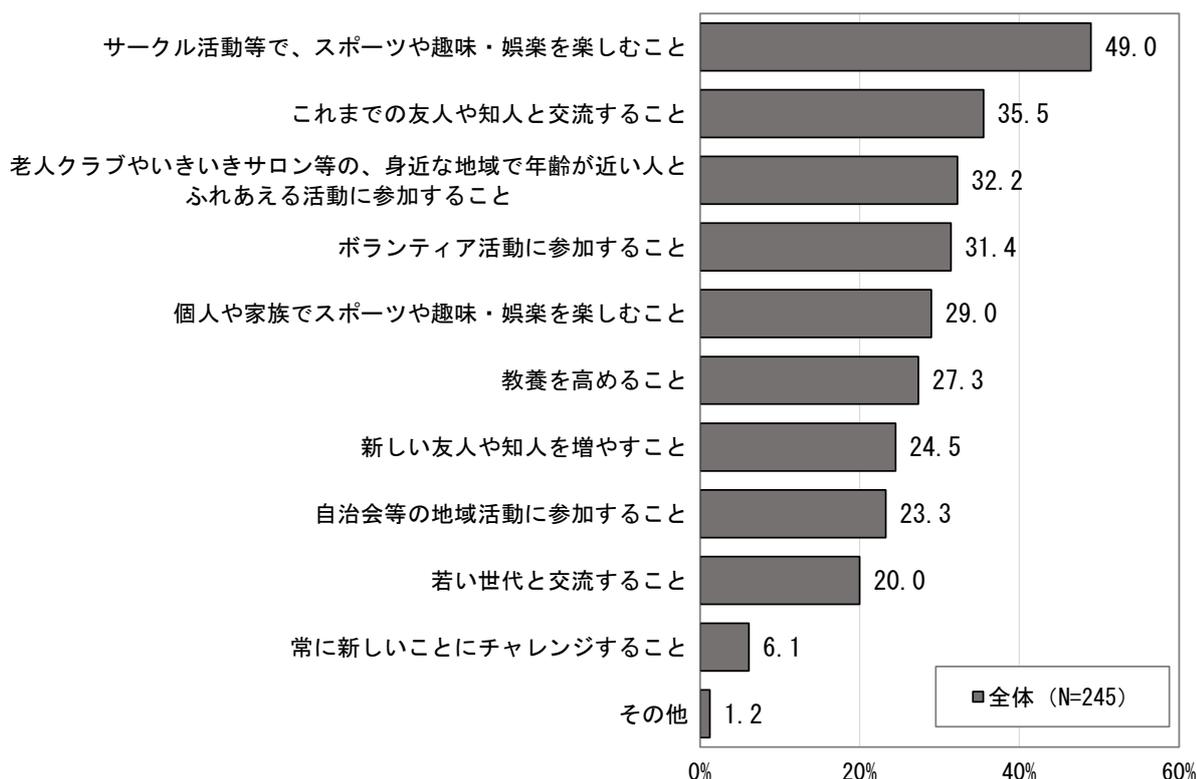
一方、地域づくりに“お世話役”としての参加意向は、「参加したくない」が58.3%と最も高くなっています。「是非参加したい」(2.5%)と「参加してもよい」(34.1%)を合わせると『お世話役として参加してもよい』という割合は36.6%となっています。

『お世話役として参加してもよい』という人のうち、どのようなことに取り組みたいと思うか尋ねたところ、「サークル活動等で、スポーツや趣味・娯楽を楽しむこと」が49.0%と最も高く、次いで「これまでの友人や知人と交流すること」(35.5%)、「老人クラブやいきいきサロン等の、身近な地域で年齢が近い人とふれあえる活動に参加すること」(32.2%)の順に高くなっています。

■ 地域づくりへの参加意向



■ 地域づくりのお世話役として取り組みたいこと

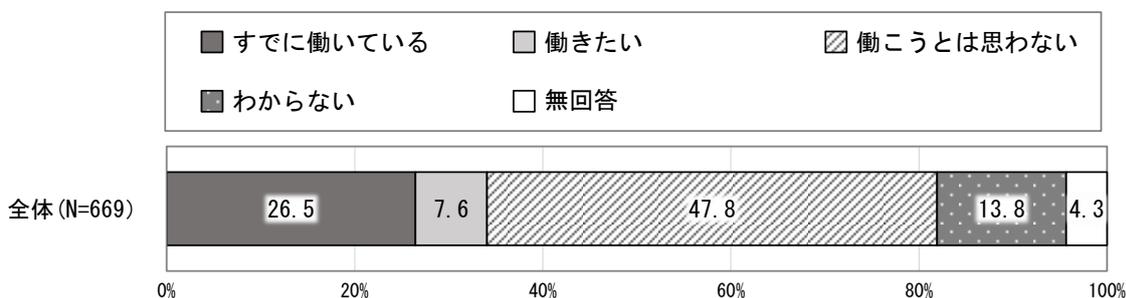


⑥ 就労について

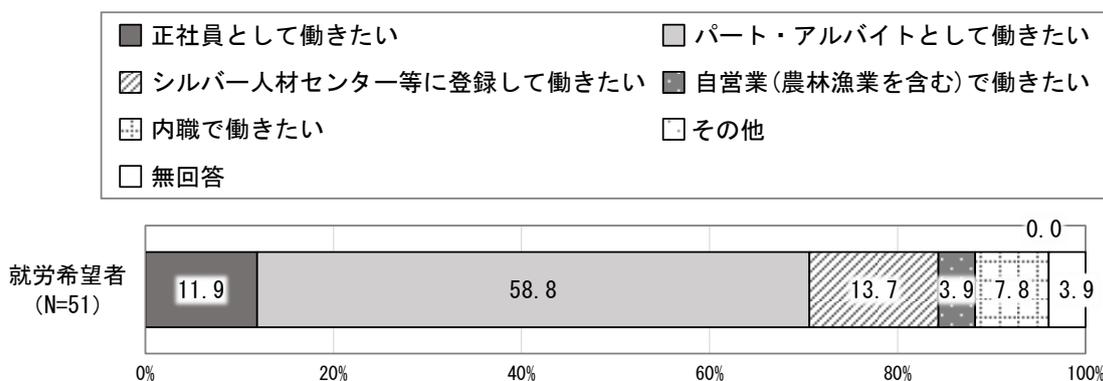
今後の就労意向は、「働こうとは思わない」が47.8%と最も高く、次いで「すでに働いている」が26.5%、「わからない」が13.8%、「働きたい」が7.6%と続いています。

就労意欲のある人が希望する働き方は「パート・アルバイトとして働きたい」が58.8%と最も高くなっています。また、働く場合に重視する条件は「体力的に負担が軽い仕事であること」が58.8%と最も高く、次いで「勤務時間が希望と合うこと」(52.9%)、「経験が活かせる仕事であること」(39.2%)の順に続いています。

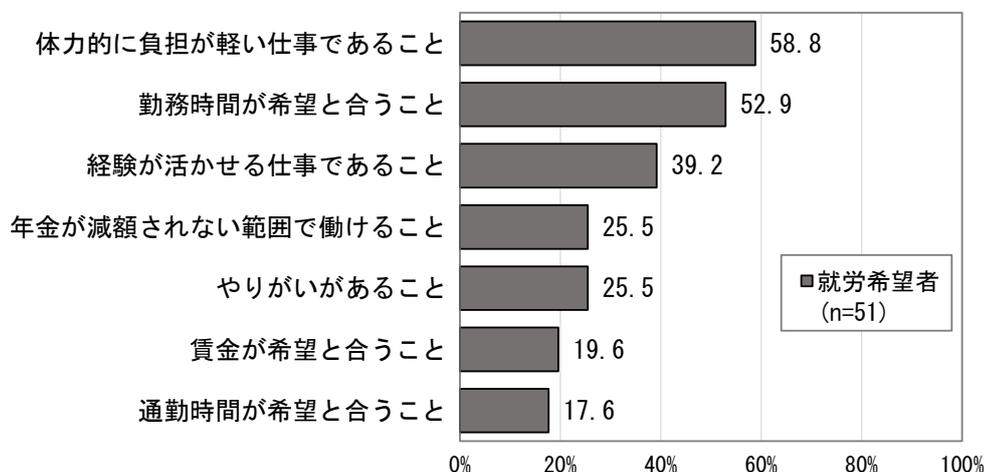
■ 今後の就労意向



■ 希望する働き方



■ 働く場合に重視する条件

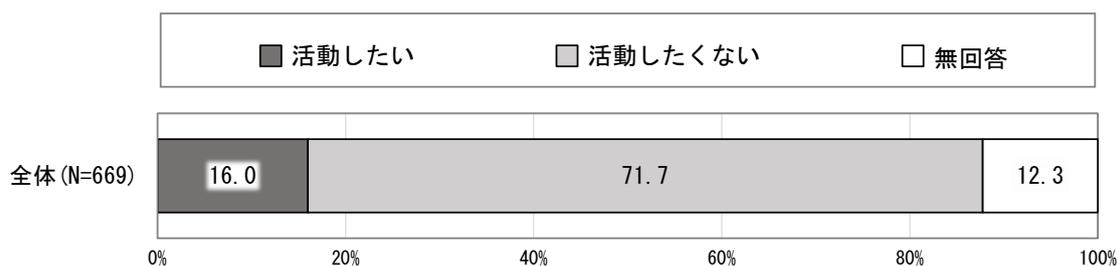


⑦ ボランティア活動について

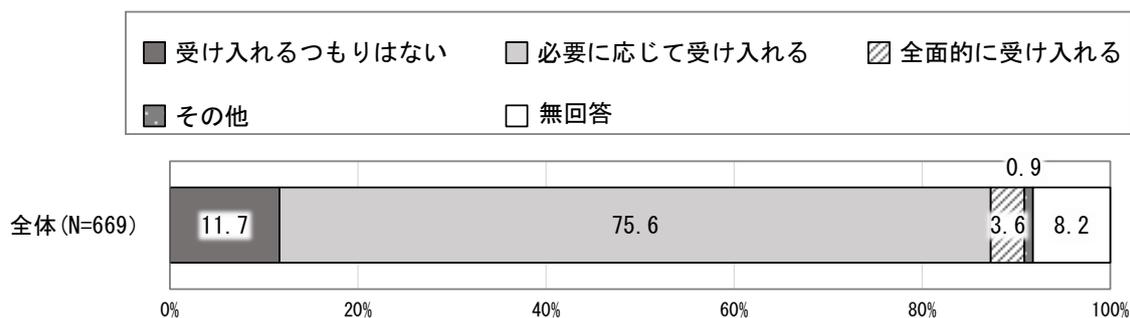
ボランティア活動について、「活動したくない」が 71.7%、「活動したい」が 16.0%となっています。

また、今後、介護を受けることになった場合、地域のボランティアの受け入れの意向について、「必要に応じて受け入れる」が 75.6%と最も高く、次いで「受け入れるつもりはない」(11.7%)、「全面的に受け入れる」(3.6%)となっています。

■ ボランティア活動への参加意向



■ 地域のボランティアの受け入れ意向



⑧ 支え合い・助け合いの状況

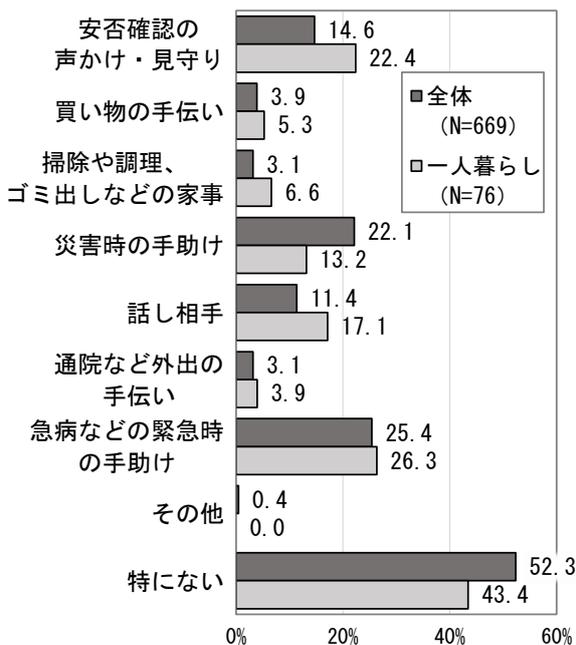
近所の方に協力してもらえたら助かることは、全体で「特にない」が52.3%と最も高く、助かることがある人では「急病などの緊急時の手助け」(25.4%)、「災害時の手助け」(22.1%)、「安否確認の声かけ・見守り」(14.6%)の順に続いています。また、一人暮らしの人では「特にない」「災害時の手助け」を除く項目で全体の割合を上回っており、特に「急病などの緊急時の手助け」(26.3%)や「安否確認の声かけ・見守り」(22.4%)の割合が高くなっています。

反対に、近所の方に協力できることは、「安否確認の声かけ・見守り」が49.3%と最も高く、次いで「災害時の手助け」(33.2%)、「話し相手」(32.6%)の順に続きます。

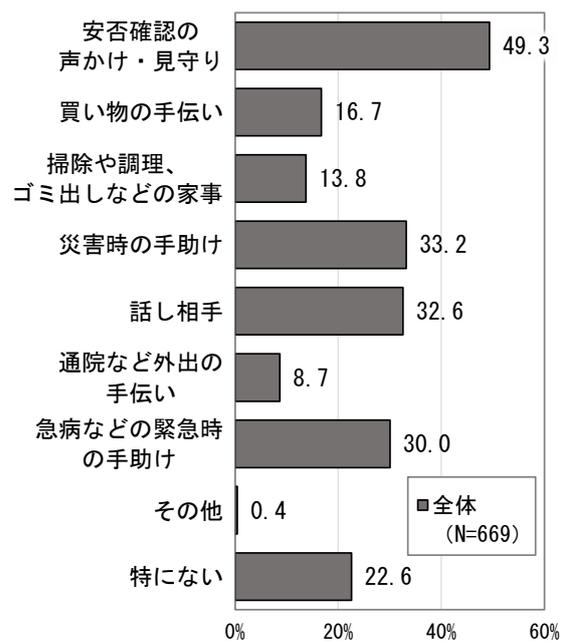
一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増えており、日常的な安否確認や見守り、緊急時の手助けなどをお互いに協力し合える関係づくりが求められます。

■ 近所の支え合い・助け合いの状況

《近所の方に協力してもらえたら助かること》



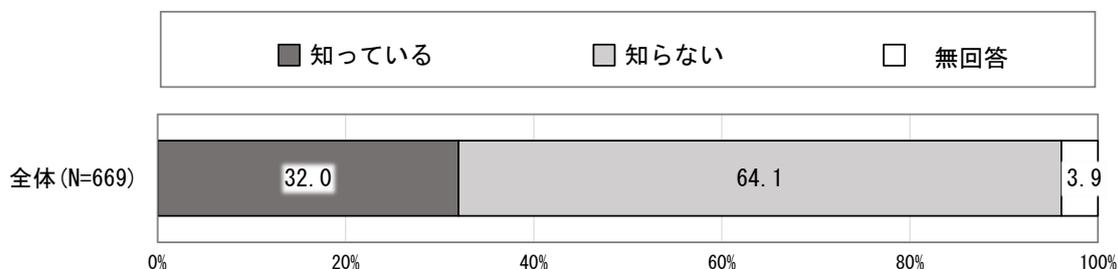
《近所の方に協力できること》



⑨ 認知症に関する相談窓口について

認知症に関する相談窓口について、「知らない」が64.1%、「知っている」が32.0%となっており、相談窓口についての周知が不十分となっています。

■ 認知症に関する相談窓口の認知状況

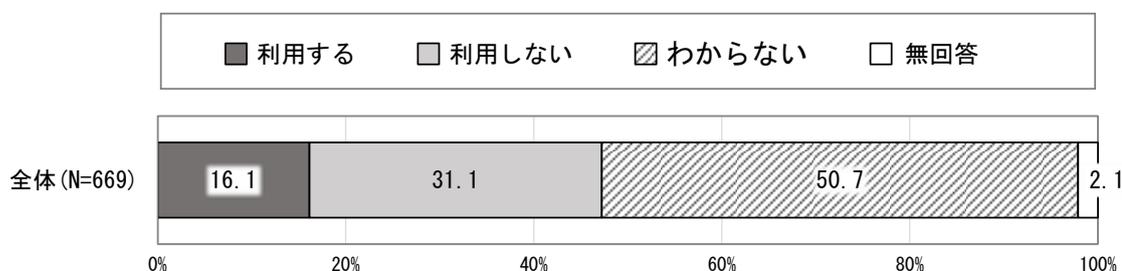


⑩ 成年後見制度について

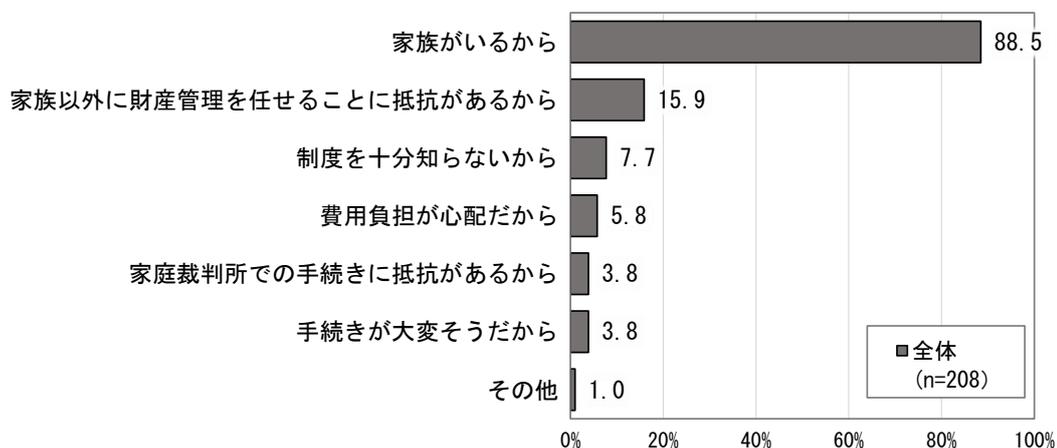
成年後見制度の利用意向について、「わからない」が50.7%と最も高く、次いで「利用しない」(31.1%)、「利用する」(16.1%)と続いています。

利用しない理由については、「家族がいるから」が88.5%と最も高く、次いで「家族以外に財産管理を任せることに抵抗があるから」(15.9%)、「制度を十分知らないから」(7.7%)と続いています。

■ 成年後見制度の利用意向



■ 成年後見制度を利用しない理由

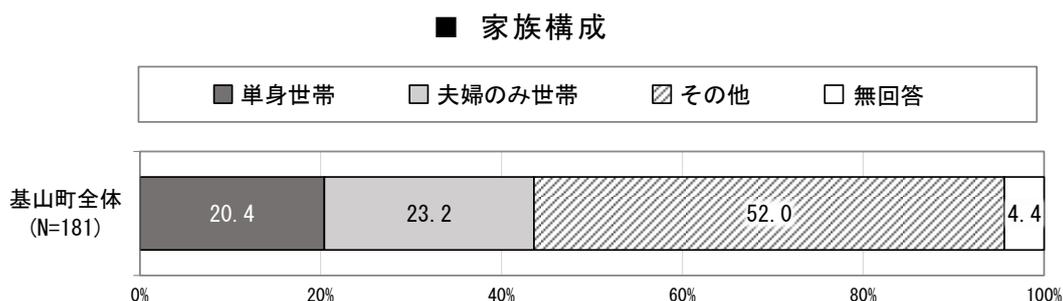


(3) 在宅介護実態調査結果より

在宅生活を行う要介護認定者（要介護1～5の認定者）の「在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するため、「在宅介護実態調査」を広域が実施しました。

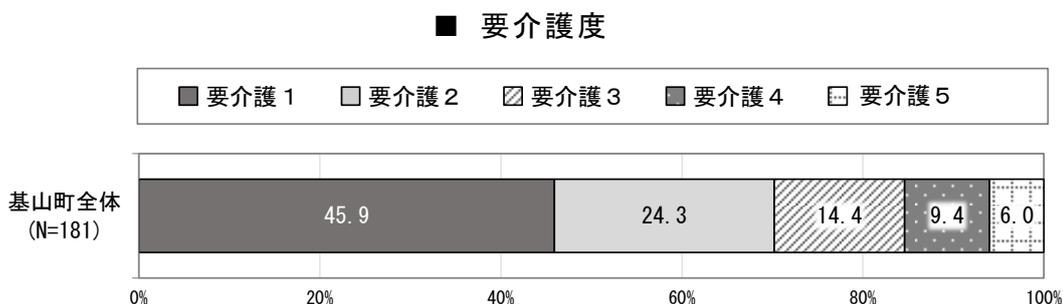
① 家族構成

要介護認定者の家族構成は「その他」が52.0%と最も高く、次いで「夫婦のみ世帯」が23.2%、「単身世帯」が20.4%となっています。



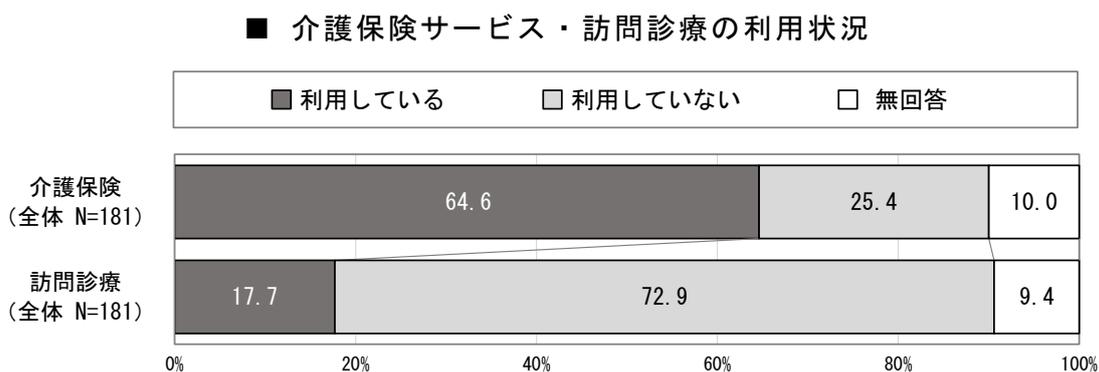
② 要介護度

要介護度は「要介護1」が45.9%と最も高く、次いで「要介護2」が24.3%、「要介護3」が14.4%と続いています。



③ 介護保険サービス・訪問診療の利用状況

住宅改修・福祉用具以外の介護保険サービスは「利用している」が64.6%、訪問診療は「利用している」が17.7%となっています。



④ 現在抱えている傷病

要介護認定者が現在抱えている傷病は「認知症」が32.0%と最も高く、次いで「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障がいを伴うもの)」(23.8%)、「心疾患(心臓病)」(18.2%)、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」(16.6%)、「脳血管疾患(脳卒中)」(14.9%)が上位5項目となっています。

■ 現在抱えている傷病 (上位10項目)



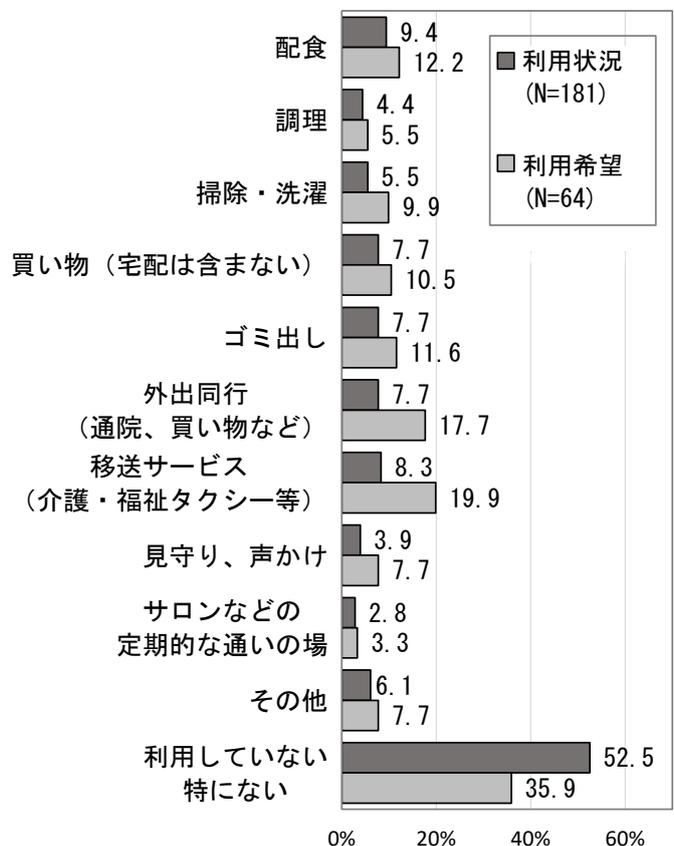
⑤ 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況・利用希望

要介護認定者が現在利用している介護サービス以外の支援・サービスについて、「利用していない」が52.5%と最も高く、利用している人では「配食」が9.4%、移送サービス」が8.3%の順に続いています。

今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスは「特にない」が35.9%と最も高く、利用希望がある人では「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」(19.9%)、「外出同行(通院、買い物など)」(17.7%)、「配食」(12.2%)「ゴミ出し」(11.6%)の順に続いています。

特に、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」と「外出同行(通院、買い物など)」の利用希望は、利用状況の割合を10ポイント以上上回っており、充実が求められます。

■ 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況・利用希望



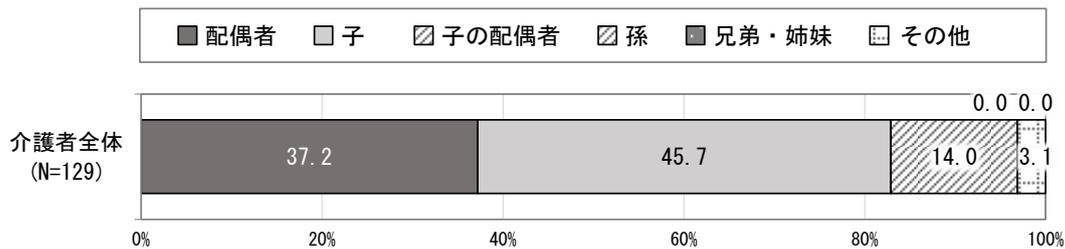
⑥ 主な介護者について

要介護認定者の主な介護者は「子」が 45.7%と最も高く、次いで「配偶者」(37.2%)、「子の配偶者」(14.0%)の順に続いています。

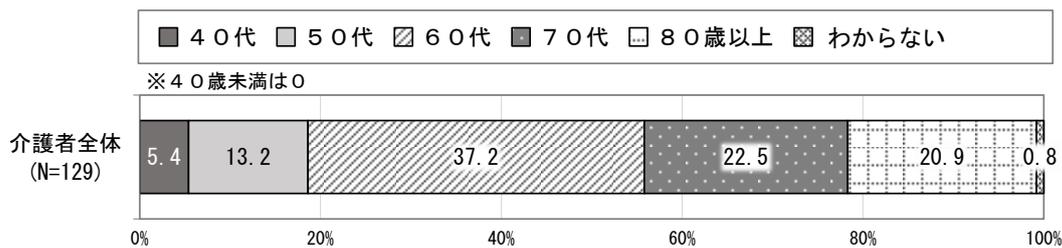
主な介護者の年齢は「60代」が 37.2%と最も高く、次いで「70代」(22.5%)、「80歳以上」(20.9%)となっています。

主な介護者が行っている介護は「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が 80.6%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(77.5%)、「食事の準備（調理等）」(74.4%)の順に続いています。

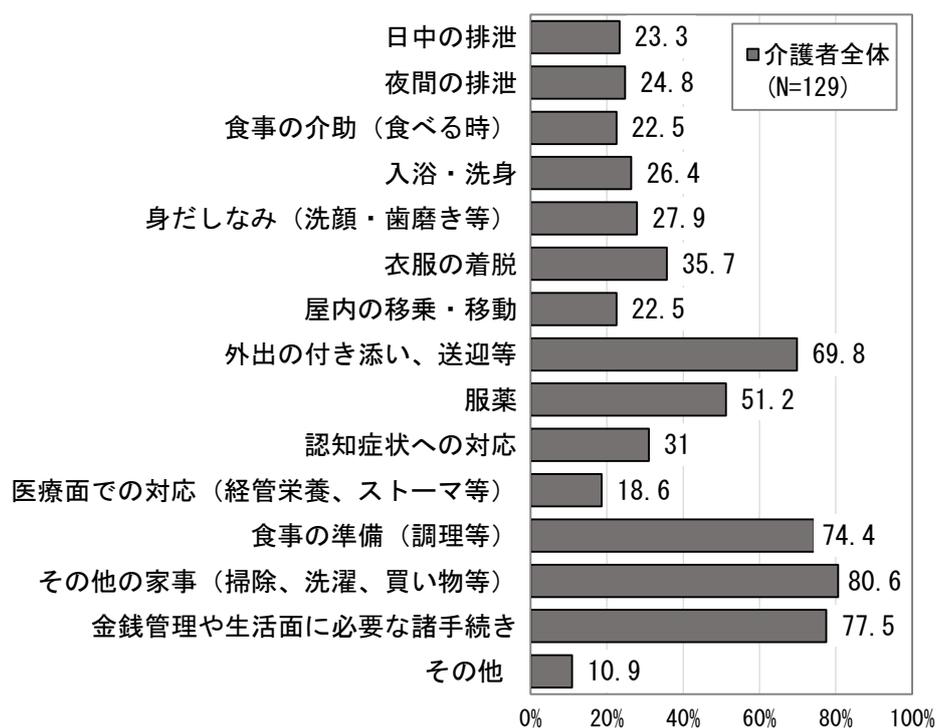
■ 主な介護者と要介護認定者の続柄



■ 主な介護者の年齢



■ 主な介護者が行っている介護



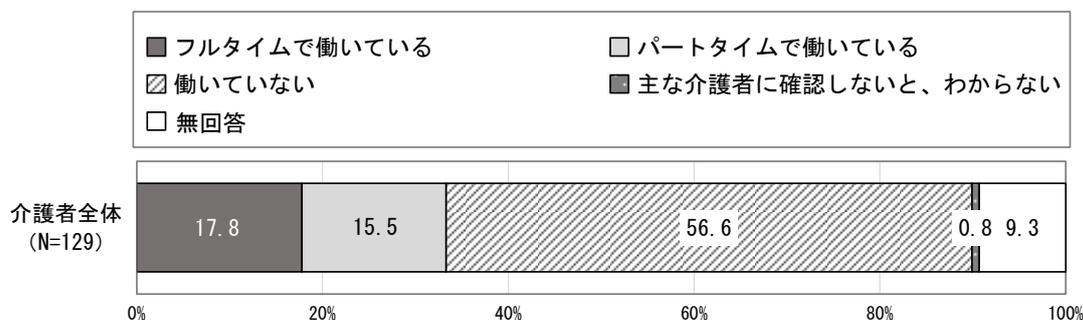
⑦ 主な介護者の就労等について

主な介護者の就労状況は、「フルタイムで働いている」が17.8%、「パートタイムで働いている」が15.5%となっており、これらを合わせた33.3%の人が、仕事と介護を両立していることになります。

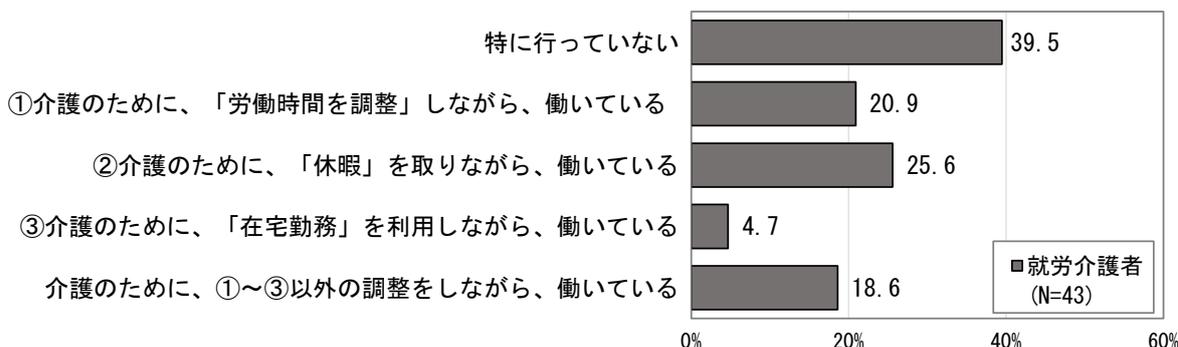
介護者が行っている働き方の調整は「特に行っていない」が39.5%と最も高く、仕事と介護を両立できている人が約4割となっています。また、何らかの調整を行っている人では「②介護のために休暇を取りながら、働いている」が25.6%と最も高くなっています。

働きながら介護を行う人の今後の介護継続意向については「問題はあるが、何とか続けていける」が62.8%、「続けていくのは、やや難しい」、「続けていくのは、かなり難しい」がそれぞれ7.0%となっており、働きながら介護を行う人の76.8%が仕事と介護の両立に不安を抱えていることがわかり、介護を行う人が抱える問題の解消が求められています。

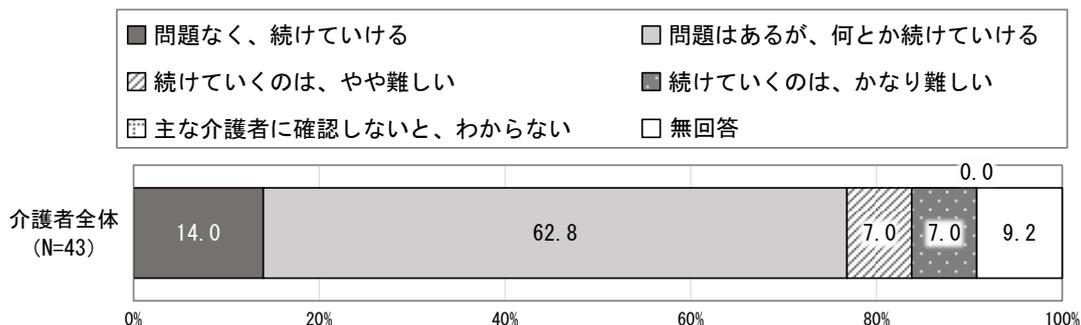
■ 主な介護者の就労状況



■ 働き方の調整等の有無



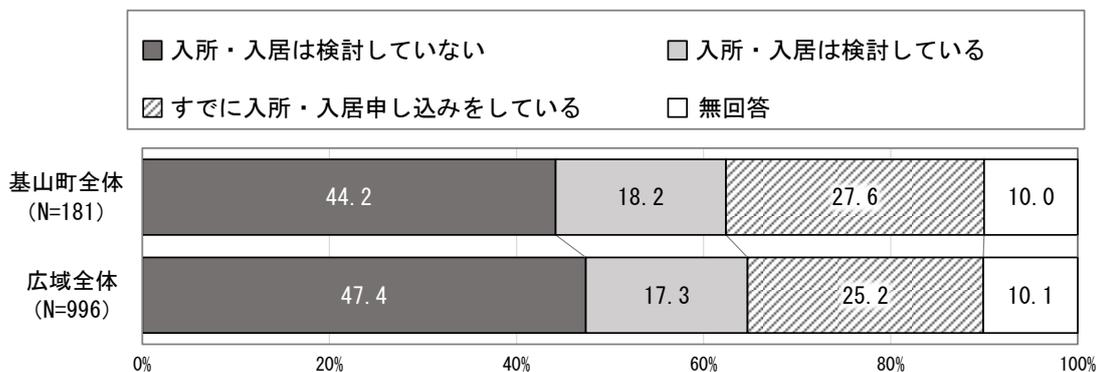
■ 今後の介護継続意向



⑧ 施設等への入所・入居の検討状況

主な介護者の有無に関わらず、施設等への入所・入居の検討状況は「入所・入居は検討していない」が44.2%と最も高くなっています。また、「入所・入居は検討している」が18.2%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が27.6%となっており、この割合は広域全体と比べてやや高い割合となっています。

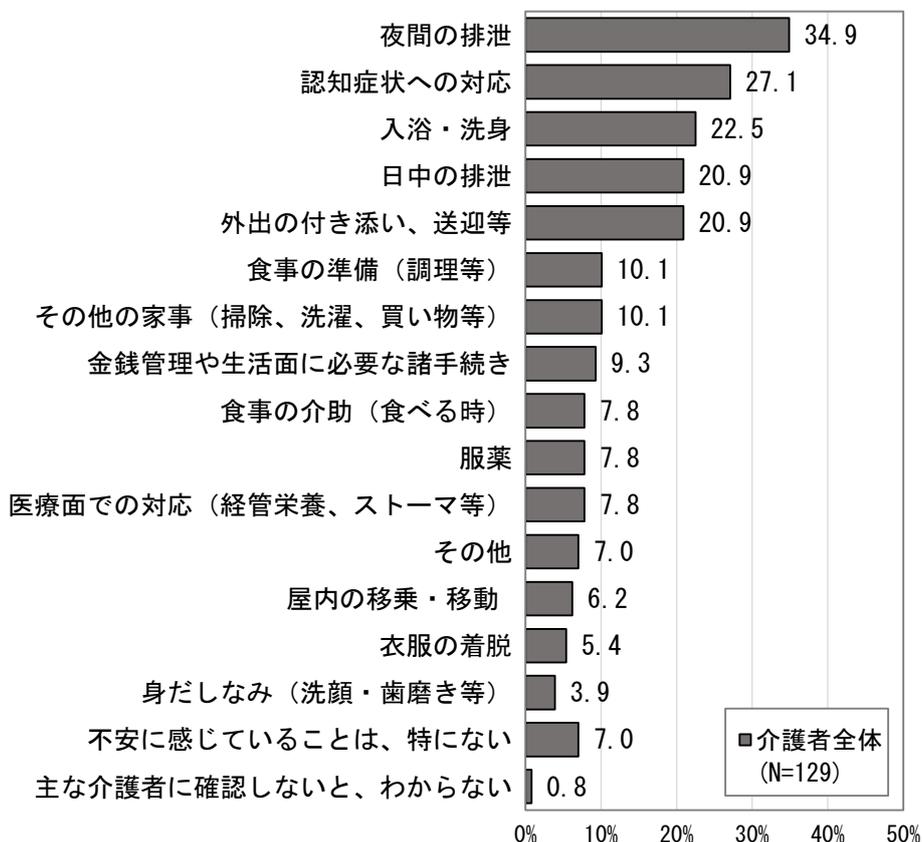
■ 施設等への入所・入居の検討状況



⑨ 介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に思う介護は、「夜間の排泄」が34.9%と最も高く、次いで「認知症状への対応」(27.1%)、「入浴・洗身」(22.5%)、「日中の排泄」「外出の付き添い、送迎等」(20.9%)となっています。

■ 介護者が不安に感じる介護

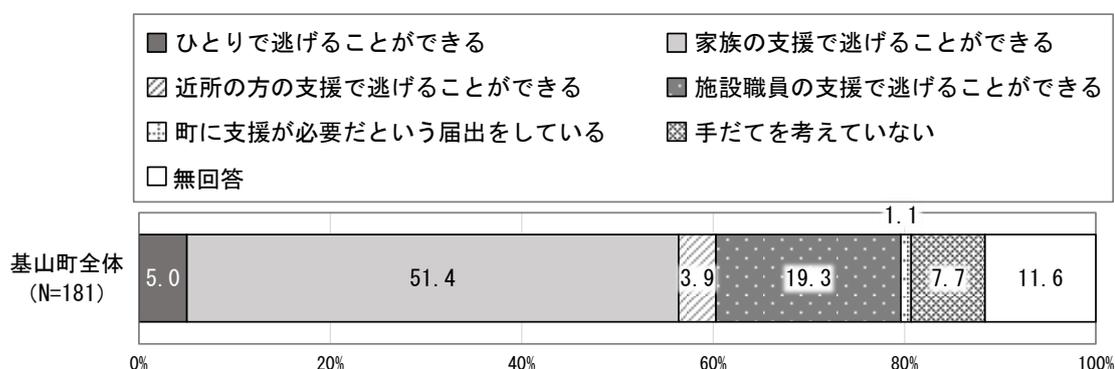


⑩ 災害時の対応について

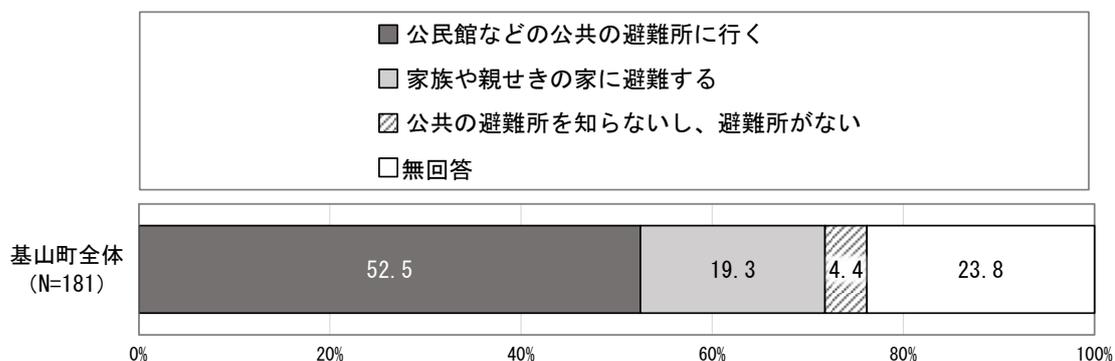
台風などで避難が必要な場合の避難方法は、「家族の支援で逃げることができる」が51.4%と最も高く、次いで「施設職員の支援で逃げるができる」が19.3%となっています。「近所の方の支援で逃げるができる」や「町に支援が必要だ」という届出を出している」という割合は低く、「手だてを考えていない」という回答もみられることから、地域による声かけや安否確認、避難に支援を要する人・世帯への支援方法の確立が求められます。

台風等の災害で避難が必要な場合の避難場所について「公民館などの公共の避難所に行く」が52.5%と最も高くなっています。一方で、「公共の避難所を知らないし、避難所がない」との回答が4.4%みられることから、避難所の周知が必要です。

■ 避難が必要な場合の避難方法



■ 避難が必要な場合の避難場所



5 第5期基山町老人福祉計画の実施状況の評価

第5期計画の施策の実施状況について、次のように整理しています。

【基本目標1】 健やかに暮らせるまちづくり

施策の展開方向	取組の実施状況
1. 安心して医療を受けるために	<ul style="list-style-type: none"> ・99 佐賀ネット（佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム）についての周知、近隣市町や医師会と連携し救急医療体制の充実に努めています。 ・特定健診の受診勧奨等の周知の際や保健指導において「かかりつけ医」をもつ意義を伝えています。
2. 健康づくりを進めるために	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に低下しましたが、令和4年度の見込みでは53%台となり、過去最高の受診率となっています。 ・歯周疾患検診については、令和5年度より歯周疾患対象者へ個別通知を行い、受診率の向上に努めています。 ・健康診査・各種がん検診の実施、特定健診等の検査データを基にした個人に応じた保健指導の実施、心の健康づくりを推進するために健康教室の実施等に取り組んでいます。
3. 要支援・要介護状態にならないために	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等で介護保険制度や介護予防についての知識の普及、啓発を行っています。 ・基山地区地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の実態把握、高齢者の孤立化防止等に取り組んでいます。 ・一般介護予防事業として筋力アップ教室やスロージョギング教室、音楽サロンを実施しています。

【基本目標2】 生きがいをもてるまちづくり

施策の展開方向	取組の実施状況
1. さまざまな人々とふれあうために	<ul style="list-style-type: none"> ・基山町福祉交流館や基山町多世代交流センター憩の家、社会福祉協議会において、サークル活動及び子どもや高齢者が参加できる活動を実施しています。 ・プラチナ協議会を設立し、高齢者団体等の情報の共有や補助金を支給し活動支援を行っています。
2. いつまでも学び続けるために	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は生涯学習教室として、パソコン教室、タブレット教室及び囲碁教室を開催し、延べ297名が受講しています。
3. 知識や経験を生かして地域で活躍するために	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生、中学生、高校生以上の年齢に応じたボランティア活動への参加を促しており、高齢者と住民の交流・ふれあいの場を創出しています。

【基本目標 3】 安心して暮らせるまちづくり

施策の展開方向	取組の実施状況
1. 安全・安心な暮らしを送るために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報に防災気象情報や災害情報、交通安全、消費者被害に関する内容を掲載し、周知・啓発を行っています。 ・ 令和5年度に避難行動要支援者名簿の更新を実施しており、今後は名簿の活用方法、個別の支援計画について検討することとしています。 ・ 消費生活相談員による相談の実施、緊急通報システムの整備、食の自立支援事業による見守りを行っています。 ・ 福祉制度やサービスに関する出前講座の開催、生活支援コーディネーターによる個別訪問を実施し、積極的に情報提供を行っています。
2. 気軽に外出するために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の根上がりの解消や道路の側溝の網掛け等、計画的に歩道の整備を行い、歩行空間のバリアフリー化に努めています。
3. 暮らしやすい住まいのために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターや民間企業と連携し、相談者の身体状況、経済状況に応じて施設や住宅の情報提供を行っています。

【基本目標 4】 支え合うまちづくり

施策の展開方向	取組の実施状況
1. 地域で安心して暮らすために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域サロン、高齢者サークルにおいて、町や地域包括支援センターによる出前講座を実施しています。 ・ 福祉交流館では定期的に認知症に関する相談窓口を設置しています。 ・ 生活支援コーディネーターによる高齢者単身世帯の実態把握調査を行っています。また、地域の人との基盤づくりを行い、担い手の発掘、関係機関とのネットワーク化に努めています。
2. 住民が協働で支え合うために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に2回介護予防サポーター養成講座を開催し、地域の通いの場で活動するボランティアを養成しています。 ・ 令和3～5年度までに認知症サポーター養成講座を23回実施し、サポーター数は延べ936人となっています。 ・ 令和5年度より見守りシール交付事業を開始し、所在不明となった認知症を持つ人の安全確保及び家族の不安解消のために普及啓発活動を行っています。 ・ 見守りネットワークの登録事業所数は、第5期計画期間中に新たに1事業所と協定を締結し、現在7事業所となっています。
3. 十分な介護を受けるために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の地域密着型サービス事業所の運営協議会に参加し、事業所の運営状況を定期的に確認しています。 ・ 地域包括支援センターでは、2か月に1回、SGKで家族介護教室を開催し、在宅介護者の支援を行っています。

【基本目標 5】 住み慣れた地域で元気に暮らせるまちづくり

施策の展開方向	取組の実施状況
1. いつまでも元気で暮らしていくために	<ul style="list-style-type: none"> • 保健事業と介護予防の一体的事業の実施については、健康増進課と連携し、介護予防健診で総合健診結果も提示することで健康の重要性について周知しています。 • 地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携会議を定期的に行い、事業内容の見える化を行っています。 • 令和3年度に新設したプラチナ社会政策室では、高齢者訪問や地域のサロン、通いの場に参加し、地域課題の抽出に努めています。
2. 活動の機会をつくるために	<ul style="list-style-type: none"> • 地域のボランティアとして生活のちょっとした困りごとを手伝う「てつだう隊」を養成し活動へつなげています。 • 高齢者の就労に関する情報をホームページや掲示板に掲載し、情報を発信しています。 • シルバー人材センターへの加入・就労の促進のために、社協だより、ホームページを活用した会員募集や周知活動、ミドルシニア相談室と連携した入会案内や相談の受付を行っています。
3. 地域で生活を続けるために	<ul style="list-style-type: none"> • 買い物困窮者への支援について、定住促進課と連携しデマンド交通の実証実験を実施しており、今後、実装に向けた検討を行います。 • 高齢者運転免許自主返納事業として、運転経歴証明書交付手数料の補助、タクシー助成券の交付、電動カート購入費の補助、きやまコミュニティバス利用料金の無料化を実施しています。

6 高齢者福祉の地域課題のまとめ

基礎調査、各種アンケート調査等を踏まえ、基山町における高齢者福祉の課題やその方向性を整理します。

(1) 介護予防・生きがいづくりの推進

高齢者が健康でいきいきとした生活を送るためには、高齢者自身が自らの健康の維持・増進を心がけ、健康づくりや介護予防の取組に積極的に参加できる環境整備が重要です。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、本町の要介護認定を受けていない高齢者の生活機能リスクは「認知症予防」(52.8%)、「うつ予防」(35.8%)、「転倒リスク」(24.8%)が高くなっています。これらは、要介護状態へ移行する大きな要因となるため、重症化のおそれのある人を把握し、介護予防事業等への参加を促すことが必要です。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、日常生活・社会参加の活動低下者の割合は「社会的役割」(62.9%)が最も高くなっています。高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らすために、趣味や生きがいを見つけ、社会活動や地域活動へ参加できるよう支援することが必要です。そのために、心と身体の健康づくり、学びの場や活動の場など環境づくりが必要です。

(2) 地域の支援体制の構築

本町の独自調査では、近所の人に協力してもらえたら助かることは「急病などの緊急時の手助け」(26.0%)、「災害時の手助け」(22.5%)、「安否確認の声かけ・見守り」(15.2%)が上位にあがっています。また、近所の人に協力できることでは「安否確認の声かけ・見守り」(50.7%)、「災害時の手助け」(34.2%)、「話し相手」(33.5%)となっています。約8割の人に協力の意向があるものの、ボランティアグループ等への参加率は低い傾向にあるため、協力の意向がある高齢者と活躍できる場を結び付け、身近な地域における支え合いをより一層推進することが必要です。

在宅介護実態調査では、「施設等への入所・入居等は検討していない」が44.2%と最も高くなっています。適切にサービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活続けることができるように、保健・医療・福祉の公的サービスだけでなく、ボランティア活動や近隣住民の見守り・支え合いなど、高齢者を地域全体で支える体制の充実が求められます。

(3) 安心して暮らせるまちづくりの推進

本町では、緊急時や災害時における安否確認や対応について、緊急通報装置の設置や避難行動要支援者の把握を行ってきました。高齢化の進展によって、高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯が増加しており、高齢者を狙った犯罪や消費者被害の防止に向けてより一層の取組の推進が必要です。

また、在宅介護実態調査では、介護者が不安に感じる介護の上位に「認知症状への対応」(27.1%)があがっており、介護者の負担感や不安感を軽減するために、福祉サービスの充実及び家族等介護者への支援が必要です。さらに、認知症についての理解を深め、地域においても認知症を持つ人やその家族を支援する環境を整えるために、認知症サポーター養成の推進、地域包括支援センター等の相談支援体制の整備と周知、さらに、認知症に関する支援体制をまとめた「認知症ケアパス」を活用した住民への情報発信が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

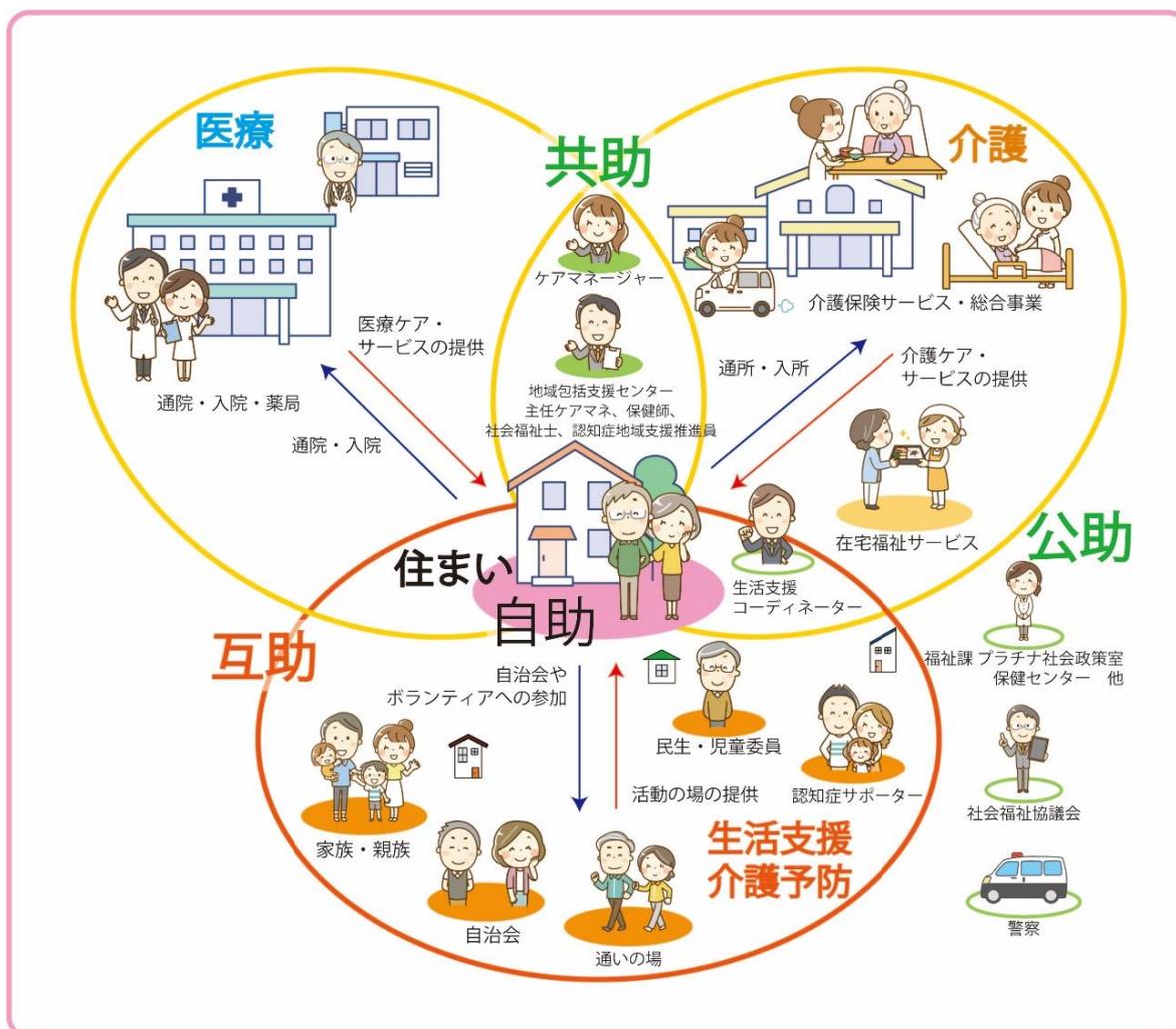
1 計画の基本理念

健康・生きがい・安心のまち 基山

住み慣れた地域で健康に暮らすことは、高齢者のみならず多くの町民の願いです。高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進することが重要です。

本計画では、第5期計画の「健康・生きがい・安心のまち 基山」を基本理念として継承し、高齢者施策の総合的な推進を図ります。

■ 基山町が目指す地域包括ケアシステムのイメージ



2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のとおり基本目標を定めます。

【基本目標 1】 介護予防・自立支援の推進【介護予防】

高齢者が介護を要する状態になることを防ぐとともに、一人ひとりの状態に応じた参加しやすい介護予防事業を展開し、高齢者自身が介護予防や健康づくりに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、これまでに培った知識や経験を活かしながら就労や地域での活動に参加できるよう、情報提供を充実し、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。

【基本目標 2】 高齢者福祉施策の推進【生活支援】

本町では、高齢化の進展によって、高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯が増加しており、今後、更に介護サービスの需要は増加・多様化していくことが見込まれます。可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、福祉サービスの充実を図るとともに、住民相互の「支え合い」の地域づくりを推進します。また、誰もが気軽に、安心して過ごし、心穏やかに交流できる場の構築に努めます。

【基本目標 3】 安心して暮らしていくために【住まい】

多発化・多様化する大規模災害に対し、必要な支援に適切かつ迅速につなげるため、日頃から見守りを行っている、民生委員等の関係機関と連携を取りながら、避難行動要支援者の登録を推進し、体制の整備に努めます。

また、災害だけでなく、事故や犯罪等に遭うことのないよう、防災・防犯に関する予防意識の啓発や正確な情報提供を行います。

【基本目標 4】 医療・介護支援の充実【医療・介護】

医療と介護の両方の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業所等の連携体制の整備に努めます。

また、認知症についての正しい知識の普及・啓発、認知症に関する相談体制の整備を推進し、認知症を持つ人やその家族が安心して地域での生活を続けられるように支援します。

3 計画の体系



第4章 施策の展開方向

基本目標1 介護予防・自立支援の推進

1 介護予防等への働きかけと支援の取組の構築・強化

(1) 現状と課題

町内の要介護認定を受けていない高齢者における生活機能リスクのアンケート調査によると、認知症予防やうつ、転倒に関する項目でリスク該当者が多い結果になっています。住み慣れた地域で暮らし続けていくためにも認知症や寝たきりなどの要介護状態にならないことが大切です。そのためには、フレイル⁷予防をはじめ、介護予防の重要性に関する啓発を行うことや、参加しやすい環境づくりが求められています。

(2) 施策の具体的な取組

① 介護予防の充実

加齢に伴って生じる心身の変化や疾病等により、要介護状態となることを予防するため、筋力低下や歩行能力の低下を予防することを目的に介護予防事業を実施します。また、介護予防健診を70歳、75歳の節目の年に実施し、自身の身体機能の気づきとなるようなきっかけ作りを行うとともに、介護予防の充実を図ります。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 生活機能リスク【認知症予防】該当者の割合の減少	52.8%	42.2%	アンケート調査
2	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 生活機能リスク【転倒リスク】該当者の割合の減少	24.8%	19.8%	アンケート調査
3	大人の心体測定(介護予防健診)受診率の向上	23.0%	40.0%	庁内資料

⁷ フレイルとは、健康な状態と要介護状態（日常生活で支援が必要な状態）の中間の状態を指し、運動機能や認知機能の低下がみられる状態であり、75歳以上の多くが、フレイルの段階を経て要介護状態に陥るといわれています。

■主な取組内容

一般介護予防事業

筋力アップ教室、スロージョギング®教室、音楽サロン等、定期的に教室を実施し、介護予防の普及啓発や自宅でも継続的に介護予防を行なえるようなきっかけ作りを行います。

大人の心体測定（介護予防健診）

70歳、75歳の節目の年の方を対象に、運動機能の測定、認知機能の測定、耳の聞こえのチェックを行い、自身の心身の状態を知るきっかけ作りとします。

2 生涯現役・生きがいつくりの推進

（1）現状と課題

人生100年時代において、高齢者になっても仕事や趣味を持つこと、社会参加は、心身の健康とともにフレイルや要介護状態のリスクを回避するために重要です。本町では、ボランティア活動やスポーツ活動、趣味や学習の活動、町内会・自治会の活動等、各種の活動が行われています。「居場所」や「役割」を得られる機会を充実させることが必要です。また、高齢者のニーズにあった就労の場の確保・充実が求められます。

（2）施策の具体的な取組

① 生涯現役・生きがいつくりの推進

高齢者がそれぞれの能力や経験を活かし、積極的に社会参加し、地域社会で活躍することができるよう、ボランティア活動や就労に関する情報提供を行い、活動の機会の確保を行います。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	ボランティア活動について「活動したい」と回答した人の割合の増加	16.0%	19.0%	アンケート調査
2	「生きがいがある」と回答した人の割合の増加	58.4%	70.0%	アンケート調査

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
3	今後の就労意向について「働こうとは思わない」と回答した人の割合の減少	47.8%	38.0%	アンケート調査

■主な取組内容

高齢者の就労に向けた情報発信

無料職業紹介所より高齢者の年齢、就労経験、体調等に応じたさまざまな就業に関する情報発信を実施します。

ボランティア活動の促進

基山町は、基山町社会福祉協議会に「基山町ボランティアセンター」を置き、町民のボランティア活動への参加促進を図っています。

今後も、基山町社会福祉協議会と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、町民のボランティア活動への参加を促進するとともに、ボランティア講座開催による育成や、多世代の交流会を企画し、子どもから高齢者まで、お互いに支え合い、ふれあえる場づくりを進めます。

シルバー人材センターへの加入・就労の促進

生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を増やし、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会をつくるため、概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人を対象に、シルバー人材センターへの加入・就労の促進に努めます。

基本目標2 高齢者福祉施策の推進

1 支援体制の構築・推進

(1) 現状と課題

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、何らかの日常生活上の支援や手助けを必要とする人の増加が見込まれます。高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実が求められます。地域の支え合いを推進し、地域住民やボランティアが意欲的に活動できる仕組みを強化するとともに、日常生活でのちょっとした困りごとに対応できる担い手・支え手を育成し、地域の支援体制づくりを推進します。

(2) 施策の具体的な取組

① 地域生活を支援するサービスの充実

高齢者が住み慣れた場所でより長く暮らすことができるように、在宅生活支援や家族等介護者の身体的・精神的・経済的な負担を軽減させるためのサービスの充実に努めます。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	外出同行の利用状況の増加	7.7%	9.3%	アンケート調査
2	移送サービスの利用状況の増加	8.3%	10.0%	アンケート調査

■主な取組内容

食の自立支援事業の実施

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯等で、調理が困難な人に自立を促すため、栄養バランスの取れた食事（弁当）を自宅に訪問して提供します。さらに、自立支援を目的に安否確認と健康状態の確認を行い、異常等の早期発見や孤独感の解消を図ります。

あんま・はり・きゅう等の施術料助成

運動器疾患及び末梢神経疾患により、あんま・はり・きゅうの施術が必要な高齢者に対して、施術費の一部を助成することで、健康の維持・増進を図ります。

緊急通報システム事業の整備

緊急通報装置による緊急時の連絡体制を整備することにより、高齢者単身世帯等の日常生活における不安感の解消及び急病・災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

紙おむつ支給事業

在宅高齢者（非課税世帯）で常時失禁状態の方に対し、介護用品（紙おむつや尿取りパッド等）を支給することによって、家族の介護負担や経済的負担を軽減し、日常生活を支援します。

加齢性難聴の方への補聴器助成支援

身体障害者手帳の対象とならない加齢性難聴等で補聴器の装用が必要と認められた方へ補聴器の購入助成を行い、補聴器を使用するための環境を整備し、生活の質の低下防止や社会参加の促進を図ります。

介護予防生活支援サービスの充実

NPO・ボランティア等の住民主体による通いの場や通所型サービス、訪問型サービス等、地域での支え合いの仕組みを構築します。

② 高齢者の相談窓口の充実

高齢者の困りごとや不安を解消するために、基山地区地域包括支援センターや福祉課をはじめとする相談支援体制の充実に努めます。

また、関係機関との情報共有・連携を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応、予防に努めます。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	高齢者に関する相談窓口を知っている人の割合	—	60.0%	アンケート調査

■主な取組内容

高齢者の相談窓口の充実

高齢者が住み慣れた地域で生活するために必要な、保健・福祉・医療・介護保険サービス等に関するさまざまな相談について、多世代交流センター憩の家や福祉交流館で相談窓口を設置します。また、生活支援コーディネーターによる個別訪問を実施し、相談しやすい環境づくりに努めます。

包括的支援事業等の充実

基山地区地域包括支援センターの適切な運営状況の確保や実績報告、研修等を通じ、今後も職員の一層の実践力の向上を含めた質の向上を図ります。

日常生活の自立支援の推進

基山地区地域包括支援センターに委託し、認知症を持つ人等判断能力が十分でない人を対象として、福祉サービスの情報提供や利用を支援することにより、利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。

高齢者等の権利擁護の推進

高齢者虐待相談について、ケアマネジャー、基山地区地域包括支援センター、介護保険施設、介護サービス提供事業所、医療機関、警察等の関係機関と連携して対応します。

また、認知症の進行等により判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や入院、入所の契約等、本人のなすべき法律行為を行うことができる成年後見制度についての相談窓口及び対応体制を充実させます。

2 身近な場所で行う多種多様な集いの場の推進

(1) 現状と課題

一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加により、日常生活上の支援等のニーズが高まるなか、見守りや安否確認、買い物、調理、掃除等の家事支援や通いの場の開催など、介護予防に関して地域住民を中心とした高齢者の支え合い体制の整備が求められています。

本町では、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の実態把握調査を行っています。今後、地域全体での支え合い体制を整備するために、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘及び支援を必要としている人と担い手とをつなぐための取組を推進します。

また、プラチナ協議会⁸の構成団体や地域の通いの場へつなぐ人を増やし、だれでも気軽に参加できるような多種多様な集いの場の開催を推進します。

(2) 施策の具体的な取組

① 地域での支え合いの体制整備

いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、地域を支える担い手を確保・育成し、地域での支援体制を整備します。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	介護予防サポーターの養成者数の増加	85人	110人	庁内資料

■主な取組内容

生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターをプラチナ社会政策室及び基山地区地域包括支援センターに配置し、高齢者単身世帯を中心に訪問し、課題解決に取り組みます。また、生活支援サポーターの養成等を行うと共に、地域資源の把握に努め、周知を図ります。今後も、多様な地域生活支援・介護予防サービスが利用できるように、ボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成等の地域資源の開発や関係機関のネットワーク化を行います。

⁸ プラチナ協議会とは、地域で独自に活動する高齢者団体に対して、補助金を交付し、活動支援や各団体の情交換の場となる協議会。

自立支援ケア会議の開催

高齢者の生活の質の向上を目的に、自立支援ケア会議を開催しています。
エコマップ⁹を活用し、高齢者と地域資源のつながりを見える化することにより不足している地域資源や課題の検討を行い、新たな事業化・施策化等を実施していくことで、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

地域関係団体・ボランティア等の民間団体との連携強化

高齢者の活動・福祉を支える行政区のさまざまな活動団体と町民のボランティア団体が連携して、高齢者の生涯学習や地域貢献活動など生きがいづくりにつながる活動を支援します。
また、高齢者がボランティア活動の担い手として参加できるように募集活動等を促進します。

介護予防サポーターの養成

自身の介護予防はもとより、地域の担い手として通いの場等で活動していく介護予防サポーターを養成します。

② 高齢者の地域活動支援

高齢者の地域活動やボランティア活動等の社会参加の重要性について啓発するとともに、高齢者が活動できる場や機会を身近な地域において確保します。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	ふれあいいいききサロンの参加者数の増加	5,730人	11,000人	庁内資料
2	プラチナ協議会活動支援活動人数の増加	509人	560人	庁内資料
3	地域づくりへの参加意向について「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した人の割合の増加	57.4%	68.0%	アンケート調査

⁹ エコマップとは、高齢者を中心として、その周辺にある家族、兄弟姉妹、友人、近隣住民、各種介護関連機関等の社会資源との相関関係をネットワークとして表現した地図のこと。

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
4	地域づくりへの参加意向について、お世話役として「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した人の割合の増加	36.6%	44.0%	アンケート調査

■主な取組内容

通いの場の推進

地域の歩いて行ける距離に定期的に出ることができる通いの場の設置を推進します。また、通いの場で活動する介護予防サポーターの後方支援を行い、通いの場の体制整備及び活性化を図ります。

ふれあいいいききサロンの実施

基山町内全区で、ふれあいいいききサロンを実施し、高齢者の孤立感の解消や社会参加、健康づくり、仲間づくりの促進を図ります。また、子どもクラブとの多世代交流やサロン対抗運動会、サロン連絡会等を実施し、住民の交流・ふれあいの促進に努めます。

高齢者サークル等の活動の支援の実施

プラチナ協議会をはじめ高齢者サークル等の活動を支援することにより、高齢者の仲間づくりを促すとともに、健康増進及び社会奉仕等の活動、スポーツ活動により高齢者の生きがいを高め、社会参加を進めます。

ひとり暮らしふれあい事業の実施

ひとり暮らしの高齢者の孤立化を防止し、参加者同士の交流を促進するため、基山町社会福祉協議会が中心となって、民生委員児童委員協議会、JA女性部等と連携して、バスハイクや食事会等を実施します。

③ 多世代交流の促進

子どもから高齢者までの多世代が集まり、ふれあえる居場所の確保に取り組みます。また、イベントの開催や高齢者のスポーツ活動等への支援を通じて交流できる機会を充実させます。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	多世代交流センター憩の家 利用者数の増加	27,300人	33,000人	庁内資料

■主な取組内容

基山町福祉交流館や基山町多世代交流センター憩の家の活用

地域における介護予防事業の拠点として、基山町福祉交流館や基山町多世代交流センター憩の家、公民館等を活用することにより、高齢者等が身近な地域で気軽に集まり、仲間との出会いや交流、趣味活動の場として生きがいをもって楽しく過ごせる機会の拡充を図ります。

多世代交流の促進

基山町福祉交流館や基山町多世代交流センター憩の家、公民館等で、子どもから高齢者までの多世代が交流できるよう、イベントの企画・調整を行います。また、区長、民生委員、青少年育成町民会議、子どもクラブ等が連携し、子どもや高齢者等の多世代がふれあえる場を設けます。若年者と高齢者のそれぞれの理解を深めるとともに、長寿社会における高齢者の健康と生きがいや互いに支え合う意識を高め、介護予防を推進します。

基本目標3 安心して暮らしていくために

1 誰もが安心して安全に暮らせるまちづくり

(1) 現状と課題

近年、日本各地で大規模な災害等が発生し、町民に大きな不安を与えています。本町では、防災対策として、情報提供体制の充実、避難行動要支援者の情報把握に努めてきました。また、災害だけではなく、高齢者を狙った詐欺や悪質販売、交通事故等の危険に高齢者が遭うことのないように、被害防止のための情報提供及び相談体制の充実が必要です。

(2) 施策の具体的な取組

① 避難行動要支援者の情報把握及び関係機関との連携

災害時における避難行動要支援者への支援について、関係機関や地域住民と連携して取り組み、緊急時の支援体制を構築します。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	避難行動要支援者の個別避難支援計画の作成	15.4%	100.0%	庁内資料

■主な取組内容

災害の知識及び対処法についての広報・啓発

日頃から町の広報誌、ホームページ、防災関連マップ等の広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、避難行動要支援者登録制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、避難場所や避難経路、災害に対する対処法や必要な防災グッズについての周知徹底を行います。

避難行動要支援者の情報把握及び関係機関との連携

避難支援の必要性の高い人を中心に、個別の避難支援計画の作成を行うとともに、「避難行動要支援者台帳」の更新・修正等を随時行い、民生委員や自主防災組織等との連携を図っていきます。

地域防災との連携

災害発生に備え、複数の情報伝達手段を使用し、確実に町民に情報が提供できる体制を整備します。

また、地域住民や民生委員、自主防災組織等に出前講座を実施し自助・共助の精神を養い、自主防災組織の強化を図ります。

② 高齢者の安心・安全の推進

高齢者が事故や犯罪等に巻き込まれることがないように意識啓発や情報提供、相談窓口の周知に取り組み、安心・安全な環境づくりに努めます。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	高齢者の移動手段の確立	—	1個	庁内資料
2	見守りネットワーク事業協定事業所の増加	7事業所	15事業所	庁内資料

■主な取組内容

見守りネットワーク事業の連携強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、基山町社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた見守りネットワーク事業を実施することで、高齢者の孤立を防止するとともに、心身の状態や生活の変化を速やかに把握することで状況に応じた適切なサービスに結びつけます。

事業の実施にあたっては、自治会、民生委員、サロン協力員との連携はもとより、基山町内で訪問することを業務としている事業所等とも連携を図り、地域における安否確認や見守り活動の日常化を促進します。

交通弱者対策・支援

民間事業者や地域住民と連携し、買い物や移動に困難を抱える人に対するサービスの検討を行い、住民の生活やニーズに合った移動手段の充実を図ります。

高齢者運転免許自主返納事業

高齢で運転に支障を生じている高齢者に対して、運転免許証返納後の移動支援を行い、運転免許証の自主返納を促進します。

交通安全対策の推進

高齢者を対象に交通安全教育を実施し、自分の身体能力を踏まえた道路の横断や自転車の利用、車の運転について理解を深めてもらえるよう指導することで、高齢者のかかわる交通事故の防止に努めます。

高齢者の消費者被害の防止

悪質販売の手口、その対処法等消費者知識を身につけ、安全で快適な生活が送れるよう、消費生活相談員による出前講座や講演会、広報誌等を利用し、啓発活動を行います。また、消費者トラブルに対応した消費生活相談窓口の周知や相談対応・解決に努めます。

基本目標4 医療・介護支援の充実

1 健康づくりの推進

(1) 現状と課題

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれるなかで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、在宅医療と介護サービスの一体的な提供が求められます。地域医療と連携し、情報共有しながら住民の実態把握を行い、必要な支援につなげるための体制づくりや啓発活動が必要です。

(2) 施策の具体的な取組

① 医療と介護の連携及び充実

在宅医療・介護を一体的に提供するために、在宅医療にかかわる医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携を推進します。

また、かかりつけ医を推進し、安心して医療が受けられる体制づくりに努めます。

■主な取組内容

在宅医療・介護連携の推進

鳥栖地区広域市町村圏組合における介護保険事業計画のもとで、医療や介護を要する状態になっても、住み慣れた地域で本人・家族が自分らしい生活を継続することができるよう、在宅療養にまつわる医療・ケア及びサービス等の支援が切れ目なく提供されるための仕組みづくりや情報共有ツール Mcwell を活用した連携体制の確立を図ります。

保健事業と介護予防の一体的事業の実施

高齢者への切れ目ない支援を行うため、健診結果や基本チェックリスト等の医療・健診・介護データなどを活用して、高齢者の健康課題を早期に把握し、早期に必要なサービスへ繋げていくことができる体制を構築します。

また、健康状態に応じて、専門職による集団及び個別支援の実施を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように健康寿命の延伸を目指していきます。

医療機関・保健制度の情報提供と充実

鳥栖保健福祉事務所と連携し、ホームページや広報誌等を活用した、「99 佐賀ネット（佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム）」の周知を進め、医療機関、医療保険制度、その他病気や感染症等、適切な医療を受けるために必要な情報の提供を行います。

かかりつけ医の推進

町民に対し、日常の健康状態（体質・病歴等）を把握し、疾病の予防や治療、生活習慣の管理等を行う「かかりつけ医」を持つよう、広報誌や保健指導の中で更に啓発します。

② 歯（口）の健康づくりの推進

歯（口）の機能の低下は心身機能の低下にもつながるため、歯周疾患検診の実施やふれあいいきいきサロンや介護予防教室等で歯（口）の健康に関する周知啓発、健康相談等を実施し、オーラルフレイル¹⁰の予防を推進します。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	健康（口腔含む）に関する出前講座の実施回数	—	年3回	庁内資料
2	歯磨きを毎日している人の増加	91.6%	95.0%	アンケート調査
3	毎日入れ歯の手入れをしている人の増加	86.4%	90.0%	アンケート調査

¹⁰ オーラルフレイルとは、話がしにくい、飲み込みにくい、むせる、こぼす等の歯や口の機能が衰えた状態。

■主な取組内容

歯（口）の健康づくりの推進

生涯自分の歯で安全に楽しく食べ続けるため、また、高血圧、糖尿病、心臓病、脳血管疾患等の生活習慣病と関連が深い口腔環境の悪化を防ぐため、歯科医師会等関係団体と協議しながら、歯周病疾患検診を実施します。

また、歯周病疾患健診の対象外の方にはふれあいいいきサロンや介護予防教室等の身近な地域で、虫歯や歯周病等の予防法、さらには口腔機能の維持向上を目的とした健口体操について、健康教育、健康相談を実施し、啓発を行います。

③ 心と身体の健康づくりの推進

心と身体の健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であるため、心の健康について周知し、関心を高めます。

■主な取組内容

心の健康づくりの推進

心と身体の健康づくりへの関心を高めるために、高齢者や支援者に対してうつ病や認知症、フレイル等について、保健師等による健康教育の出前講座等を開催します。

デジタル技術を活用した健康づくりの推進

デジタル技術の向上に伴い、さまざまなサービスが広がっています。今後、高齢者が健康管理アプリやデジタルデバイス等を活用できる環境を整備し、デジタル技術活用した健康づくりを推進します。

2 認知症を持つ人の支援の推進

(1) 現状と課題

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症に関する正しい知識の理解及び認知症を持つ人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めることが国民の責務と定められました。認知症を持つ人やその家族が、尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

認知症相談窓口の周知を強化し、関係機関と連携し、適切な支援につなげられる体制を構築します。また、地域住民へ認知症の理解や対応等について学ぶことのできる機会づくり、地域全体で認知症を持つ人を支える仕組みを構築します。

(2) 施策の具体的な取組

① 認知症の相談・支援体制の整備

認知症を持つ人やその家族の生活を支援できるよう、早期診断・早期対応を含めた支援体制の充実・強化を図ります。

また、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図り、認知症のあるなしにかかわらずお互いに助け合える環境づくり、共に活躍できる体制づくりに努めます。

■数値目標

No.	項目	現状値 令和5年度 (見込)	目標値 令和8年度	データソース
1	認知症に関する相談窓口の認知度向上	32.0%	60.0%	アンケート調査
2	認知症サポーター養成講座の開催回数	年9回	年10回	庁内資料
3	キャラバンメイト活動人数の増加	26人	31人	庁内資料

■主な取組内容

認知症初期集中支援チームの設置

複数の専門職（医師、看護師、社会福祉士等）が家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症を持つ人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、生活のサポートを行うことで認知症の早期診断・早期対応を促す支援体制を構築しています。

認知症地域支援推進員の配置・推進

鳥栖地区広域市町村圏組合における介護保険事業計画のもとで、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うさまざまなサービスが連携したネットワークを形成し、認知症を持つ人にとって効果的な支援を行うため、認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。

認知症ケアパスの活用

認知症を持つ人とその家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、認知症の状況に応じた支援や医療・介護等の適切なサービスを提供する流れを示したガイドブック「認知症ケアパス」を作成し、相談対応時や出前講座等で活用します。

認知症の予防・啓発

認知症サポーター養成講座を実施するとともに、出前講座を行い、認知症に対する理解や予防の取組の普及啓発に取り組んでいます。今後もさまざまな場での健康教育等を通して、認知症に対する理解や予防の取組、早期発見するための知識の普及・啓発を図ります。

認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し認知症を持つ人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動できる認知症サポーターを今後も養成します。また、小学生・中学生を対象にしたキッズ認知症サポーター養成講座について、今後も実施します。

認知症カフェ事業の推進

認知症に対する理解や予防のために、認知症カフェを支援し、認知症を持つ人やその介護者の相談・交流の場づくりを推進します。

徘徊高齢者等安全安心ネットワーク事業の推進

認知症等のために徘徊高齢者等を地域の支援を得て早期に発見できるよう、鳥栖警察署、鳥栖・三養基地区消防事務組合等関係機関の支援体制を構築するとともに、所在不明となった徘徊高齢者等の居場所を発見できる位置探索端末機を貸与する「基山町徘徊高齢者等安全安心ネットワーク事業」を推進し、徘徊高齢者等の安全の確保及びその家族の不安解消を図ります。

また、徘徊している人への「気づき」の目を養い、気がかりな高齢者に勇気を持って「声かけ」ができるよう、地域住民、関係者、関係団体が一体となって見守り活動ができるよう、認知症声かけ訓練を実施します。

見守りシール交付事業の推進

登録制により、衣服や持ち物に貼ることができる二次元コードを交付します。事前に警察にも情報提供し、認知症を持つ人の徘徊時の早期発見・早期保護に繋がるよう、体制を構築します。

資料編

1 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例

平成 21 年 3 月 30 日条例第 3 号

改正

平成 23 年 3 月 25 日条例第 2 号

平成 30 年 12 月 14 日条例第 19 号

基山町老人福祉計画策定委員会設置条例

基山町老人保健福祉計画策定委員会設置条例（平成 4 年条例第 19 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定による基山町老人福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、基山町老人福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次の事項について調査研究し、計画を策定する。

- (1) 高齢者等（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 9 条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の現状及びニーズの把握に関すること。
- (2) 高齢者等の将来予測に関すること。
- (3) 老人福祉サービスの目標量の設定に関すること。
- (4) 老人福祉サービスの提供体制に関すること。
- (5) 老人福祉の環境整備に関すること。
- (6) その他計画策定に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、11 人で組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 町民（基山町内に住所を有する者をいう。）又は各種団体の代表者 6 人
- (2) 福祉関係及び医療関係機関の代表者 3 人
- (3) 学識経験を有する者 1 人
- (4) 福祉関係行政機関の代表者 1 人

3 委員の任期は、前条に規定する所掌事務が完了するときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第 4 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の基山町老人福祉計画策定委員会設置条例第3条第2項の改正規定は、改正前の基山町老人保健福祉計画策定委員会設置条例第3条第2項により委嘱された委員の任期終了後から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月14日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 基山町老人福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所属組織等	氏 名
福祉関係行政機関の代表者	鳥栖保健福祉事務所代表	松 永 康 明
保健医療、福祉関係機関の 役職員	医師の代表 歯科医師の代表 福祉施設の代表	馬 場 尚 樹 原 哲 三 山 内 均
学識経験を有する者	民生委員児童委員協議会の代表	徳 川 節 雄
町民又は各種団体の代表者	ボランティア推進協議会代表 介護あんしん相談員 高齢者サークル代表 高齢者サークル代表 キャラバンメイト代表 社会福祉協議会	上 杉 勝 美 ○ 鶴 田 し の ぶ 平 野 洋 米 原 昭 善 木 脇 博 子 ◎ 日 高 紀 子

◎：会長 ○：副会長

3 計画の策定経過

期 日	内 容
令和5年8月2日	第1回基山町老人福祉計画策定委員会
令和5年9月13日～ 令和5年9月29日	高齢者福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年11月7日	第2回基山町老人福祉計画策定委員会
令和5年12月18日	第3回基山町老人福祉計画策定委員会
令和6年1月29日	第4回基山町老人福祉計画策定委員会
令和6年2月13日～ 令和6年3月12日	パブリックコメント（住民からの意見公募）の実施
令和6年3月18日	第5回基山町老人福祉計画策定委員会

**第6期基山町老人福祉計画
(高齢者福祉計画)**

令和6年3月

発行 佐賀県 基山町 福祉課 プラチナ社会政策室
〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地
電 話 0942-85-7056
F A X 0942-92-7184